THE WAY

事業概要



令和4年度

広島県北部厚生環境事務所 広島県北部保健所

目 次

1		
1	管内の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	管内図・主要指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	行政組織と所管業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 行政組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 職員の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3) 沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	常設の相談等の実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	市別主要指標(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
п	主要事業の概要	
1	地域保健福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	高齢者等保健福祉対策(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	母子・父子・寡婦福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	医療対策	9
6	健康増進・栄養改善対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 C
7	感染症対策	1 C
8	歯科保健対策	1 1
9	精神保健福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
10	難病対策	1 2
11	肝炎ウイルス対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
12	母子保健対策	1 3
13	食品衛生対策	1 3
14	生活衛生対策	1 3
15	薬事対策	1 4
16	環境保全対策	1 4
17	廃棄物対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5

Ⅲ 資料

	管内の状況 一覧(その1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	管内の状況 一覧(その2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
地域保例	建福祉対策	
(1)	保健福祉関係学生の実習受入れ状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(2)	市町の職員に対する研修・指導の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(3)	圏域地域保健対策協議会の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(4)	医師臨床研修受入れ状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
高齢者係	呆健福祉対策	
(1)	介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別) ・・・・・・・・・・・	2 1
(2)	介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(3)	実地指導等件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
身体障害	害者等福祉対策	
(1)	 ろうあ者専門相談員の相談指導状況・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
母子・タ	父子・寡婦福祉対策	
(1)	母子福祉資金の貸付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
(2)	父子福祉資金の貸付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(3)	寡婦福祉資金の貸付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
医療対策	策	
(1)	病院・診療所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(2)	立入検査及び使用許可件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
健康増進	進・栄養改善対策等	
(1)	給食施設等の指導状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(2)	健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況・・	29
(3)	健康増進事業実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(4)	健康生活応援店の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(5)	食育圏域連絡会議開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
感染症丸	対策	
(1)	 - 感染症発生状況	3 2
(2)	結核の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
(3)	感染症発生に伴う指導状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

(4)	新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況 ・・・・・・・・・・・・	3 6
(5)	エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況・・・・・・・・・・	3 6
(6)	健康教育実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
(7)	肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況・	3 7
歯科保	建対策	
(1)	訪問指導等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
(2)	相談事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
(3)	市指導・支援の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
精神保	健福祉対策	
(1)	精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況・・・・・・・・・・・・・	3 9
(2)	精神障害者保健福祉手帳の所持状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
(3)	組織育成支援状況	3 9
(4)	相談指導実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
(5)	家庭訪問指導状況	4 0
(6)		4 1
(7)	普及啓発・人材養成実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
難病対抗	2	
(1)		4 3
(2)		5 0
(3)		50
(4)	長期療養児療育相談指導の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
(5)	相談事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
(6)	電話相談及び面接相談等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
(7)		5 2
(8)		5 2
(9)		5 3
(10)		5 3
(11)		5 4
(12)	森永ひ素ミルク患者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
母子保		
(1)	1.1.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	5 5
(2)	不妊検査費等助成の申請状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5

食品衛生	上対策
(1)	施設数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
(2)	食品衛生監視指導計画及び実施状況 ・・・・・・・・・・・ 59
(3)	食品衛生監視指導状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
(4)	食品収去検査状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
(5)	集団食中毒発生状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
生活衛生	上対策等
(1)	水道施設の監視状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(2)	狂犬病予防業務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
薬事対策	
(1)	薬事監視指導状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
(2)	毒劇物監視指導状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
(3)	麻薬・覚醒剤立入検査状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 67
(4)	医薬品収去検査状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
(5)	献血状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
(6)	温泉監視指導状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
環境保全	全対策
(1)	公害関係特定施設の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
(2)	土壌汚染、化学物質対策の状況 ・・・・・・・・・・・・・ 70
(3)	フロン排出抑制法 登録事業者登録状況・・・・・・・・・・ 70
(4)	公害苦情事案の取扱状況 ・・・・・・・・・・・・・ 70
(5)	水質事故事案の取扱状況 ・・・・・・・・・・・・・ 70
(6)	大気汚染測定網(常設)一覧表 ・・・・・・・・・・・ 70
	<光化学オキシダントに係る緊急時措置>・・・・・・・・・・ 7 1
(7)	環境調査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
廃棄物対	対策
(1)	一般廃棄物処理施設等立入検査状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
(2)	産業廃棄物処理業許可等の状況 ・・・・・・・・・・・・ 73
(3)	自動車リサイクル法 登録・許可状況 ・・・・・・・・・・ 74
(4)	産業廃棄物処理施設設置状況等 ・・・・・・・・・・・・ 74
(5)	産業廃棄物関係立入指導等状況 ・・・・・・・・・・・・・ 75
(6)	産業廃棄物に係る協議等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 76

I 概 況

1 管内の概況

(1)管内区域

管内区域は、三次市・庄原市の2市である。

(2)地勢等

中国山地の連峰を脊梁とする県の北東部に位置し、島根・鳥取・岡山県と県境を接している。

管内の面積は、2,024.67 k m²で、県の総面積の23.9%を占めているが、その80.8%は森林地帯となっている。

河川は、北から神野瀬川、西城川、東から馬洗川、南から江の川が流れ、三次市で 合流し江の川となり日本海へ注いでいる。一方、道後山を水源とする成羽川は、高梁 川に合流し、瀬戸内海に注いでいる。

県境一帯は、比婆・道後・帝釈国定公園となっており、道後山をはじめ比婆山連峰、 吾妻山など標高 1,000mを越す山々が東西に連なっている。

(3)人口等

管内の人口は、82,724人(R4.1.1 現在)で、県内の総人口の約3.0%である。

人口密度は, 1km³当たり県全体の323.0人に対し40.9人で, 県内でも人口密度の低い地域となっている。

少子化・高齢化の影響もあり、令和3年から令和4年にかけて、管内の人口は1,608 人減少し、人口減少率は1.9%となっている。

また,管内総人口に対する 65 歳以上の老年人口比率は 39.7%で,県平均 30.0%を 大きく上回り,15 歳未満

の年少人口は11.0%で、県平均12.7%を下回り、県内でも老年人口比率が高い地域である。

一世帯当たり人数は2.19人で、令和3年の2.21人に比べ、やや減少している。

(4) 気候

県北に位置する管内は、一般に冷涼な気候で、令和3年の平均の気温(年間降水量)は観測地点で、三次14.0 $^{\circ}$ C(1,894.0 $^{\circ}$ mm)、庄原13.4 $^{\circ}$ C(1,893.5 $^{\circ}$ mm)、高野11.5 $^{\circ}$ C(2,473.5 $^{\circ}$ mm) で冬季は霜の害を受けやすく、管内北部では積雪が1 $^{\circ}$ を超えるところもある。

(5) 産業・文化・生活

令和2年国勢調査による管内の就業分布は,第1次産業が13.9%,第2次産業が20.2%,第3次産業が61.8%であり,第1,2次産業従事者が減少しつつあり,就業者の高次産業への移行が進行している。

文化・学術面では、公立大学法人県立広島大学庄原キャンパスの、情報技術とバイオ技術を中心とした実学重視の教育が着実な成果を挙げ、地域に密着した大学として定着している。

地域振興面では、三次市では、三次ワイナリーや君田温泉森の泉、奥田元宋・小由 女美術館、日本妖怪博物館(三次もののけミュージアム)、庄原市では、国営備北丘陵 公園や、桜花の郷ラ・フォーレ庄原、道の駅など、余暇利用目的と地元の文化や特産 を活かした施設が各地に整備され、地域の活性化が期待される。

(6)交通

ア道路

京阪神,九州を結ぶ中国自動車道(三次・庄原・東城にインターチェンジ設置)が 県北地域における産業流通・観光振興などの交通基盤となるとともに,高速バスの 運行拡充ともあいまって,広島や京阪神へのアクセスが便利となった。

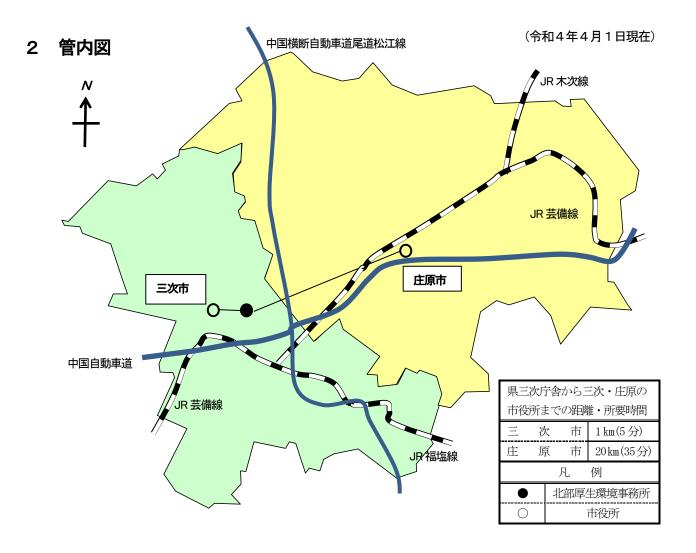
また、平成27年3月には、中国横断自動車道尾道松江線(通称「中国やまなみ街道」)が全線開通するなど、広域高速交通網が整備されている。

管内の一般道路網は、国道 54 号、182 号、183 号、184 号、314 号、375 号、432 号、433 号の主要幹線と、主要地方道 21 路線、一般県道 60 路線などで形成され、計画的な道路整備が進められているが、これら国道、主要地方道、一般県道を通行するバスの利用者は、一部の主要路線を除き、減少の傾向にある。

イ 鉄道

JR三次駅を拠点として,芸備線,福塩線,木次線が延びており,各々,広島,新見,福山,松江につながっている。

通勤・通学等の手段として地域にとって重要な役割を担っているが、利用者の減 少傾向は続いている。



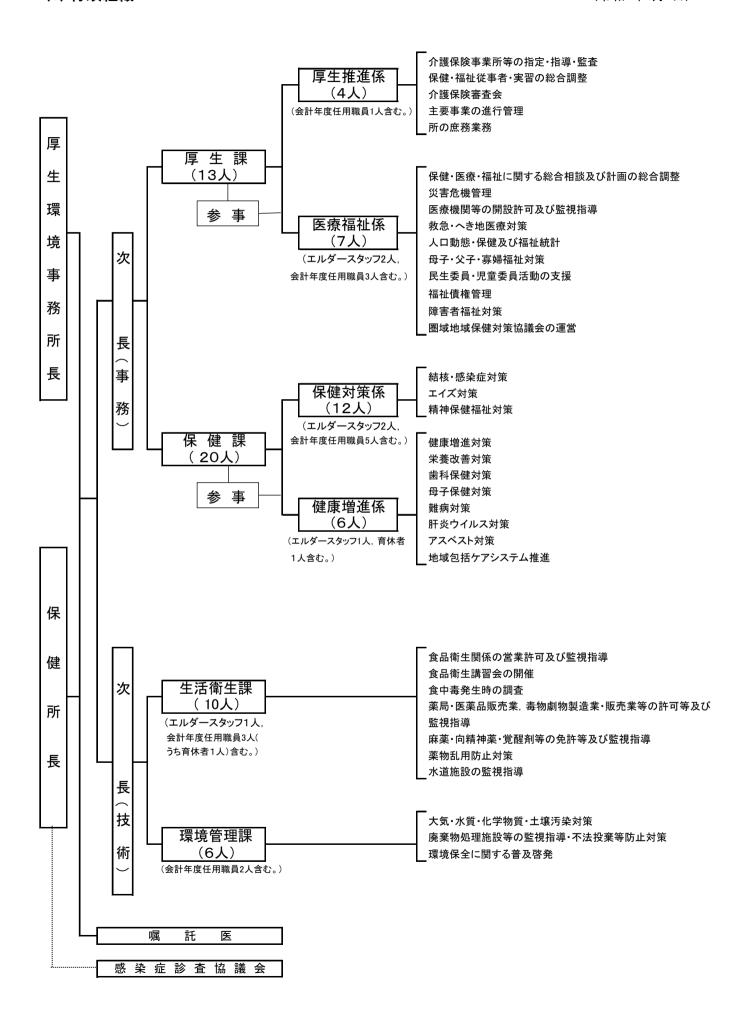
主要指標

区分	総数	三次市	庄 原 市
面 積(k m²)	2, 024. 67	778. 18	1, 246. 49
世帯数	37, 831	22, 917	14, 914
総人口	82, 724	49, 761	32, 963
0 歳 ~ 14 歳	9, 137	5, 809	3, 328
0 成~14 成	(11. 0)	(11. 7)	(10. 1)
15 歳 ~ 64 歳	40, 734	25, 717	15, 017
15 成 / 64 成	(49. 2)	(51. 7)	(45. 6)
65 歳 ~	32, 853	18, 235	14, 618
05 成 70	(39. 7)	(36. 6)	(44. 3)
人口密度	40. 9	63. 9	26. 4

- (注1) 面 積・・・「令和4年度全国都道府県市区町村別面積」〈国土交通省国土地理院〉
- (注2) 世帯数,総人口,年齢別人口・・・「住民基本台帳年報」 (総務省) [令和4年1月1日現在]
- (注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。
- (注4) 人口密度・・・総人口/面積

3 行政組織と所管業務(北部厚生環境事務所・保健所)

(1) 行政組織 (令和4年4月1日)



(2) 職員の現況

(令和4年4月1日現在)

					内	訳					会			内	訳			
	職	医	出	獣	薬	保	管理	その他	事	嘱	計 年 度	ろうあ	· 保 健 業	衛食 生品	産業 指廃 棄	福 祉 債	事務	合
区分	員	6 T	科 医	医	剤	健	栄	の技	務職	託	任 用	者 専 門	務	• 指 薬	導 排 出	権 管 理	従	計
	数	師	師	師	師	師	養士	術職員	員	医	職員	相談員	進員	導 事 員等	[事 景 者	協 力 員	事員	
総数	39		1	1	3	13	2	7	12	1	14	1	3	2	2	1	5	54
	(6)				(1)	(3)			(2)									(6)
厚生課	13 (2)		1		1				11 (2)	1	4	1				1	2	18 (2)
保健課	% 15					※13 (3)	1		1		5		3				2	※20 (3)
生活衛生課	7			1	2 (1)	(3)	1	3			※ 3			 2			1	※10 (1)
環境管理課	4							4			2				2			6

⁽注) 厚生課には, 所長, 保健所長, 次長(事務), 次長(技術)を含む。 歯科医師及び嘱託医は他の保健所との兼務。

(3) 沿 革

北部厚生環境事務所・北部保健所

	広島県北部厚生環境事務所	広島県北部保健所					
			三次保健所	庄原保健所			
		S18. 12. 1		 西城保健所として比婆郡4町16村を管轄し開所			
		S19. 10. 20	三次簡易保健健康相談所(双三郡三次町)の建物を	四級体展所でして比妥和中間10円で自指し所所			
		013. 10. 20	県に移管し開設、2町8村を管轄				
S26 10 1	 地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	S26. 5. 1	庁舎を新築, 移転(十日市町2529)				
02 0. 10. 1	2677 F 1377 THE CHOP TAREEN	020. 0. 1	7) H C W X , 19 FA (1 H II) L C C C)				
		S29. 3.31	 管内1市5村となる(三次市誕生)				
S31. 5. 1	 県内15地方事務所を6地方事務所に統合	S30. 3.31	管内1市1町4村となる(三和町誕生)				
	 (高田,賀茂,豊田,尾道,福山,三次)	S30. 4. 1		 町村合併により,管内が1市5町			
		S31. 9.30	管内が1市1町3村となる				
			(川地村が三次市に編入)				
S39. 3.31	4地方事務所(福山, 尾道, 三次, 豊田)廃止						
S39. 4. 1	三次福祉事務所設置	S39. 4. 1	庁舎増築(木造モルタル造)				
		S41. 4.15		比婆郡西条町大字大佐三野原737-34に			
S44. 3.30	三次合同庁舎完成により移転(4階)			鉄筋コンクリート2階建暖房付庁舎を新築			
		S44. 4.28	三次合同庁舎完成により移転(2階1, 154㎡)				
		S48. 4. 1	三良坂保健所を統合, 管内1市3町3村となる				
		S53. 3.10		庄原市本町1637-3に			
				鉄筋コンクリート2階建暖房付庁舎を新築			
		S53. 3.31		西城保健所廃止			
		S53. 4. 1		庄原保健所設置			
H 5. 4. 1	三次福祉事務所、三次保健所、庄原保健所を 設置、管内1市3町3村(一部2市8町3村)とな		司庁舎内に三次総合福祉保健センター(三次福祉保	健センター・三次保健所)を			
			域福祉保健センター・三次保健所庄原支所)を設置、	1市5町を管轄			
H11. 4. 1	 三次合同庁舎の南館(第三庁舎)が増築され	三次福祉保健センタ	ヌー・三次保健所が南館(第三庁舎)2・3階に移転し	<i>t-</i> _			
	また、庄原地域福祉保健センター・三次保健所	所庄原支所が縮小され	れ、各種申請受付及び相談業務を除き業務が三次	福祉保健センター・			
	三次保健所に移管され当所の管内が2市8町3 庄原支所が第三庁舎1階に移転)	3村となる。(圧原合	同庁舎の第三庁舎が増築され庄原地域福祉センター	一・二次保健所			
H13. 4. 1		ッシタ ー が借业地域国	事務所厚生環境局に、三次保健所が備北地域保健	所とかり 庄原			
1110. 4. 1	地域福祉保健センター・三次保健所庄原支所し		域保健所サテライトとなって、一部の申請・届出の受				
	│ 受付けている。 │ 旧福山福祉保健センター・旧福山保健所管轄(の甲奴郡3町が移管	され、 管轄市町村は、2市11町3村となる。				
H16. 4. 1	府中市との合併に伴う甲奴郡上下町の福山地 管轄市町村は、2市6町となる。	域事務所厚生環境周	高·福山地域保健所への移管, 及び三次市·甲奴町· -	・双三郡6町村の合併により,			
U17 0 01		建去町井井二次去「	ナ原士の2士 レセンス				
H17. 3.31				. l.+> -+-			
H21. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い、備北地域事務的 また、併せて試験検査課が廃止された。	川序生琼現局か北部	厚生環境事務所に、備北地域保健所が北部保健所	「となつに。			

⁽注)下段の()内は、エルダースタッフの数で再掲。「※」は育休者1人を含む。

4 常設の相談等の実施計画

(1) ろうあ者相談

(令和4年度)

項目	内 容	開催日	受 付 時 間	開催場所	備考
ろうあ者専門相談	生活,福祉相談	原則として, 月曜日~金曜日	10:00~16:45	三次庁舎第3庁舎	

(2) 健康相談

(令和4年度)

項	目	内 容	開催日	受 付 時 間	開催場所	備考
			毎月第3火曜日 [6月は第4水曜日] [3月は第2火曜日]	13:00~14:30	三次庁舎第3庁舎	
精	神	心の健康相談	令和4年8月30日(火)	14:00~15:00	庄原市役所東城支所	
			令和4年9月28日(水)	14:00~15:00	庄原市役所 西城保健福祉センター	A 40
I	イ ズ	HIV抗原抗体検査 梅毒検査	毎月第4木曜日 「2月は第3木曜日	9:00~11:00 (6月·12月は	三次庁舎第3庁舎	予 約 制
肝炎	対 策	肝炎ウイルス検査	[2月1よ第3个唯口]	13:00まで延長)	二次川吉第3川吉	

(3) その他

(令和4年度)

項目	内 容	開催日	受 付 時 間	開催場所	備考
	食品衛生の 許認可等相談	毎月第2,4水曜日 (当日が祝日の場合に は開催しない)	10:00~15:00	庄原庁舎第3庁舎	

5 市別主要指標

区 分	総数	三 次 市	庄 原 市
面積(K㎡)	2,024.67	778.18	1,246.49
世帯数	37,831	22,917	14,914
総人口	82,724	49,761	32,963
0 ~ 4 歳	2,519	1,652	867
0 4 承	(3.0)	(3.3)	(2.6)
5 ~ 9 歳	3,133	1,982	1,151 (3.5)
J J JJ JZ	(3.8)	(4.0)	(3.5)
10 ~ 14 歳	3,485	2,175	1,310
10 11 //20	(4.2)	(4.4)	(4.0)
15 ~ 19 歳	3,564	2,252	1,312
13.0	(4.3)	(4.5)	(4.0)
20 ~ 24 歳	2,944	1,846	1,098 (3.3)
	(3.6)	(3.7)	(3.3)
25 ~ 29 歳	2,858	1,872	986
	(3.5)	(3.8)	(3.0)
30 ~ 34 歳	3,155 (3.8)	2,030 (4.1)	1,125 (3.4)
	3,856	2,507	1,349
35 ~ 39 歳	(4.7)	(5.0)	(4.1)
	4,403	2,773	1,630
40 ~ 44 歳	(5.3)	(5.6)	(4.9)
	5,252	3,395	1,857
45 ~ 49 歳	(6.3)	(6.8)	(5.6)
50 54 45	4,824	3,071	1,753
50 ~ 54 歳	(5.8)	(6.2)	(5.3)
55 ~ 59 歳	4,289	2,632	
55 ~ 59 歳	(5.2)	(5.3)	1,657 (5.0)
60 ~ 64 歳	5,589	3,339	2,250
00 - 04 成	(6.8)	(6.7)	2,250 (6.8)
65 ~ 69 歳	6,525	3,714	2,811
00 00 Myx	(7.9)	(7.5)	(8.5)
70 ~ 74 歳	7,994	4,584	3,410
	(9.7)	(9.2)	(10.3)
75 ~ 79 歳	5,159	2,970	2,189
	(6.2)	(6.0)	(6.6)
80歳以上	13,175	6,967	6,208
	(15.9)	(14.0)	(18.8)
人口密度	40.9	63.9	26.4
高齢化率	39.7%	36.6%	44.3%

⁽注1) 面 積…「令和4年度全国都道府県市区町村別面積調」〈国土交通省国土地理院〉

⁽注2)世帯数,総人口,年齢別人口…「住民基本台帳年報」〈総務省〉[令和4年1月1日現在](日本人住民)

⁽注3)総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

⁽注4) 人口密度…総人口/面積

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

少子高齢化の進展や中山間地域の過疎などの地域課題に対応するため,長期的・広域的視点からの施策の推進と市や関係機関との連携が重要である。また,住民に身近な保健福祉サービスの 見直しによって,地域保健福祉をめぐる情勢は大きく変化している。

こうした変革の動きに対応し、地域の実情に即した地域づくりを推進するため、市の政策形成を側面的に支援する。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉施策の展開に必要な情報の共有化を図るため、国・県・管内各市の保健福祉情報の収集及び提供に努める。

(2) 人材育成と資質向上

少子高齢化の急速な進展等に伴い,保健・医療・福祉サービスの需要が増大していることから,保健福祉関係学生の実習指導を実施し,人材の育成及び資質向上に努める。

(3) 圏域地域保健対策協議会

管内各市,各地区医師会,各市歯科医師会,三次薬剤師会,公立・公的病院,備北メディカルネットワーク,庄原市公衆衛生推進協議会,各市社会福祉協議会及び保健所・厚生環境事務所等の関係団体で構成する「備北地域保健対策協議会」では、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的として、地域内の保健・医療・福祉を推進するため、これらに関する事項を総合的に調査し、必要な事業を実施する。

2 災害対策

広島県地域防災計画に基づき所内の災害対策配備計画を策定し、気象警報等の発令時において、災害発生に備えた警戒体制等を構築する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査するとともに、公衆衛生チームの派遣などによる支援を実施する。

さらに,災害救助法が適用された場合は,管内の各市が実施する災害救助活動等に対する必要な支援や指導を実施する。

3 高齢者等保健福祉対策

(1) 第8期ひろしま高齢者プランの推進

第8期ひろしま高齢者プラン(R3~R5)において、必要な医療・介護サービスを適切に利用できることにより、地域において最後まで暮らし続けることができる圏域の実現を目標として、広域的な医療と介護の連携を強化するため、各市、関係機関・団体等と連携した取組を推進する。

また、各市の地域包括ケアシステムが強化されるよう支援する。

(2) 介護サービスの推進

指定した管内の居宅サービス事業者に対して、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本としつつ介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る目的で、市と連携して、事業者指導を実施する。

4 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて養育している児童の福祉を増進するため、管内の市と連携しながら、母子父子寡婦福祉資金の円滑な貸付を行う。 また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、償還開始時に面接して償還計画や償還準備に関する指導・助言を行うとともに、滞納発生時には早期に相談に応じるなどの対応により、円滑な償還促進に努める。

5 医療対策

(1) 医療施設の指導

備北圏域における適正な医療提供体制を確保するため、主として病院・有床診療所を中心に 立入検査を実施し、医療従事者の確保、医療安全対策、防火・防災対策等に関する指導を行う。

(2) 備北二次保健医療計画の推進

第7次広島県保健医療計画(H30~R5)の一部としての備北二次保健医療計画において、地域における基本的な保健医療サービスの提供体制や、圏域内で重点的に取り組むべき施策を記載して、保健医療福祉関係者それぞれの役割分担を踏まえた地域における連携方策や、重点的な課題に対する取組方針を明らかにしている。関係機関との連携体制を強化しながら、この計画を推進することで、住民一人ひとりの疾病予防などによる健康寿命延伸や、地域包括ケアシステムの強化、地域で安心して暮らせる仕組みづくりが促進されるよう各種の事業を展開する。

ア 疾病・事業別の医療提供体制の構築

主要な5疾病(がん,脳卒中,心筋梗塞等の心血管疾患,糖尿病,精神疾患)と地域医療の重要な課題となる5事業(救急医療,災害時における医療,へき地の医療,周産期医療,小児医療(小児救急を含む)),在宅医療と介護等の連携体制における目標を達成するための関係機関の取組を推進するとともに,年度ごとに進捗状況を把握して必要な見直しを行う。

イ 保健医療対策の推進

その他の保健医療対策(歯科保健,医療等の情報化,保健医療体制を支える人材の確保・ 育成)について,関係機関の取組を推進するとともに,年度ごとに進捗状況を把握して必要 な見直しを行う。

(3) 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

限りある医療・介護資源を効率的に活用するため、病床の機能の分化と連携による質の高い 医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの強化を一体的に進めることとして、備北地域医 療構想調整会議において、地域の実情に応じた協議を継続する。

6 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康づくり対策

ア 健康ひろしま21推進事業

県の健康増進計画「健康ひろしま21 (備北圏域計画)」(平成29年度改定)に基づき、 健康寿命の延伸を目標に、各市・関係機関と連携の上、事業を展開し、毎年評価を行いなが ら推進していく。また、各市の健康増進計画が推進されるよう支援する。

イ たばこ対策

禁煙週間を中心とした,庁舎内全面禁煙の実施や禁煙指導・受動喫煙防止の取組を実施するとともに,令和2年4月1日からの改正健康増進法の全面施行を受け,飲食店等を対象に受動喫煙防止の普及啓発を行う。

また、妊婦やその家族に対して、受動喫煙防止についての啓発グッズを配布する。

ウ健康生活応援店事業

住民の健康づくりを支援する店舗を健康生活応援店として認証する「健康生活応援店推進事業」を推進するため、普及啓発活動を実施し、健康的な生活の推進と、健康に配慮した環境の整備を図る。

工 食育推進事業

備北圏域食育推進連絡会議を実施し、関係機関・団体等との連携・協働事業を通して、食育の普及とネットワーク体制の構築を図る。

また、市の食育推進計画の策定・推進及び評価について支援を行う。

(2) 栄養改善対策

ア 給食施設指導事業

給食施設における栄養管理及び衛生管理の充実を図るため,個別巡回指導及び研修会等による集団指導を実施する。

イ 食品表示に係る指導

食品表示における保健事項(栄養成分表示等)について望ましい運用を図るため、食品関連事業者等に対して指導・助言を行う。

また,消費者に対し,表示の活用についての普及啓発を行う。

ウ 誇大表示の禁止に係る指導

健康の保持増進等に関する虚偽・誇大広告を禁止し、その適正化を図るため、指導・助言を行う。

(3) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患を有する患者の疾患に対する不安の解消や生活支援を行うため、市・関係機関と連携し、情報提供や相談を行う。

7 感染症対策

(1) 感染症対策

感染症発生時は、患者の人権に配慮した迅速かつ的確な対処を図るとともに、二次感染防止に努める。

感染症の流行状況を感染症発生動向調査事業により把握し、一般市民や医療機関、保健福祉施設等への情報提供や、医療・保健・福祉関係者等を対象とした感染症に関する研修会等を実施し、感染予防に努める。

また, 感染症発生時に各関係者が連携し, 迅速かつ適確な対応が行えるよう, 危機管理演習等を実施し, 平時からの防疫体制の充実を図る。

(2) 結核対策

結核患者への早期面接や患者の接触者への積極的疫学調査及び接触者健康診断の実施により感染拡大防止と結核の早期発見、予防に努める。

結核患者に地域DOTS事業を実施し、確実な服薬管理等の患者支援を行う。

一般市民, 高齢者福祉施設職員等に対し, 講演会等により結核の正しい知識の普及啓発を図る。

(3) エイズ対策・性感染症対策

全国のHIV新規報告件数は,平成20年をピークとし,年間1,000件程度で推移しており, 累計HIV感染者数は増加している。また,梅毒報告数は平成27年以降急増している。

HIV・梅毒などの性感染症への感染不安の軽減や感染予防のため、電話や面接による健康相談や匿名・無料のHIV抗原抗体検査及び梅毒検査(平成30年7月開始)を実施する。

また, 高校生への健康教育や一般市民を対象としたキャンペーンを実施し, 正しい知識の普及啓発に努める。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症患者発生時には、積極的疫学調査を実施して、濃厚接触者等を特定し、必要な感染予防対策を助言・指導するとともに、入退院調整を関係機関と連携して行い、感染拡大防止、重症化予防に努める。

8 歯科保健対策

第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画,健康ひろしま21 (第2次)計画,第7次広島県保健医療計画(H30~R5)等に基づいて,各市歯科医師会等の関係機関と連携し歯科保健の地域課題を共有し対策の協議を行い、口腔機能の維持・向上や8020運動の推進を図る。

また、歯科保健の向上を図るため、「歯と口の健康週間」や「いい歯の週間」の取組として、 関係機関と連携し、普及啓発を行う。

9 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進

入院又は在宅の精神障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置、精神科病院の実地指導、入院者病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

(2) 精神保健対策の推進

ア 精神保健福祉相談

心の健康問題,アルコール関連問題等に対応するため,精神科医師・保健師による精神保健福祉相談を実施する。

イ 自殺対策

自殺対策を推進するため、地域関係機関と地域の現状や課題の共通認識を図り、自殺予防 の体制整備等地域の実情に沿った対策を検討・実施する。

また,自殺未遂者や自死遺族等に適切な対応を行うため,医療・保健・福祉・教育・警察・ 消防等関係者に対して研修を実施するとともに,自死遺族支援のあり方を協議する。

ウ精神障害者地域生活支援

精神障害者の地域生活支援を推進するため、地域の保健・医療・福祉・事業所等関係者が連携し、精神障害者の地域生活を支援する体制について検討するとともに、地域の関係者への啓発を行い、精神障害者に対する理解を深める。

エ アルコール対策

アルコール関連問題の予防を推進するため、保健・医療・教育関係機関等が連携し、アルコール関連問題についての共通認識を図るとともに、地域の課題解決に向けて具体的対応策の検討及び未成年者への取組みを行う。

また,アルコール問題を抱える人に適切な支援ができるよう地域の支援者に対し研修を実施する。

オ その他

専門医同行訪問、事例検討会、精神保健福祉に関する知識普及等を実施する。

10 難病対策

(1) 難病相談事業

患者及び家族等の不安解消や負担軽減を図るため、保健・医療・福祉に係る相談会や交流会を開催し、療養上の不安の軽減を図る。

(2) 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者の在宅療養を支援するため、関係する機関と連携のもと、保健師等による訪問指導や、専門医等による訪問診療等を実施する。

(3) 難病患者地域支援事業

難病患者支援について、関係機関が共通認識を深め、ネットワークの形成、連携強化体制整備を図るため、会議や関係者研修会等を実施している。

(4) 指定医療費(指定難病)助成事業及び小児慢性特定疾病医療費助成事業

難病のうち、治療が極めて困難であり、医療費が高額であるため、これらの治療研究を推進することにより、指定難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者家族の負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成している。

11 肝炎ウイルス対策

(1) 肝炎ウイルス検査・相談事業

肝炎ウイルス感染の疑いのある者に対し,予約制で肝炎ウイルス検査を実施するとともに, 肝炎に係る相談等に応じ,不安の解消を図る。

(2) 肝炎治療費助成事業. 肝がん・重度肝硬変治療費助成事業

ウイルス性肝炎で治療を受ける者に対し、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部 を助成する。

また、平成30年12月から肝がん・重度肝硬変治療費助成事業を開始し、ウイルス性肝炎に 起因する肝がん・重度肝硬変で長期にわたり入院治療を受ける者に対し治療費の一部を助成し、 令和3年4月からは肝がんに係る外来関係治療費の一部も助成している。

12 母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療養を確保するため療養相談を実施する。

(2) 不妊治療支援事業, 不妊検査費等助成事業, 不育症検査費用助成事業

高額の医療費が必要な不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成している。

また、平成27年度から不妊検査費等助成事業、令和3年度から不育症検査費用助成事業を開始し、夫婦共の不妊の検査及び治療、不育症検査に係る費用の一部を助成する。

令和4年度から特定不妊治療支援事業を開始し、治療費の一部を助成する。

13 食品衛生対策

食品の多様化と流通の広域化に伴い、食中毒等食品に起因する健康被害は大型化の傾向にある。 このため、食品営業施設等に対して、監視指導及び食品等の収去検査等を行い、施設の衛生確 保、不良食品の排除に努めるとともに、食品営業者等を対象とした食品衛生講習会を開催し、食 品の安全確保、自主衛生管理意識の向上を図る。

平成30年6月の食品衛生法改正により、原則すべての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められ、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取り組みや、食品の特性に応じた取り組みをすることになった。

管理の中心的役割を果たす食品衛生責任者は、工程管理等を中核となって担い、食品の取扱い方法や従事者指導のため、原則すべての施設に設置が求められ、各施設における HACCP に沿った衛生管理定着のため、監視指導の強化と食品衛生責任者の養成を図る。

さらに、営業者による自主的な衛生管理体制の推進、食品の適正表示推進者の育成を図るため、 食品衛生協会と連携し教育指導を推進する。

14 生活衛生対策

(1) 生活衛生対策

ア 生活衛生営業施設

生活衛生営業の監視指導業務等は、既に権限移譲市の業務となっているが、円滑な実施が 行えるよう、「生活衛生事務調整会議」等への参加を通じて、公衆衛生の確保に係る連携を 継続するとともに、引き続き支援を行う。

イ 水道対策

生活の基本的施設である水道の普及率が県平均を大きく下回っていることから,水道事業者に対し計画的な整備を指導するとともに,施設への立入を実施し,適正な維持管理について指導する。

また、水道水の安全を確保するため、河川等の水源及び水道施設への有害物質等の流入など水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図るよう努める。

(2) 狂犬病予防対策

飼犬の登録及び狂犬病予防注射の業務は、既に関係市に業務移管されていることから、当該 業務の円滑な実施が行えるよう、市、地区獣医師会等への支援を行うとともに、狂犬病発生時 の迅速な対応措置等が行えるよう緊密な連携に努める。

15 薬事対策

(1) 薬事対策

医薬品等の品質,有効性及び安全性の確保や毒物・劇物等による危害防止を目的とした製造業者・販売業者等関係施設に対する監視指導及び法令に基づく収去検査等による不良品・不正表示品の排除に努めるとともに、医薬品等の適正使用の普及推進に努める。

また,医療機関,薬局等の麻薬・覚醒剤等の各取扱施設に対して重点的に監視指導を行い, 適正な管理及び使用に努める。

併せて、けし・大麻等の不正栽培防止と自生けしの撲滅を行うため、自生けしの除去等を行う。また、リーフレット等により住民への啓発に努める。

(2) 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、近年、大きな社会問題となっており、広島県薬物乱用防止指導員備北地区協議会と連携し、626 ヤング街頭キャンペーンや薬物乱用防止講習会等の開催を通じて、地域に密着した啓発活動に努める。

(3) 献血推進対策

医療技術の進歩に伴い,血液製剤の需要が年々増加しており,安定した血液製剤の供給のために,市及び関係諸団体の協力により,特に 400m1 献血の実施を推進するとともに,献血思想の普及と各献血組織の強化を図る。

(4) 温泉対策

温泉法に基づき、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉を掘削しようとする者等への指導を行う。

16 環境保全対策

(1) 環境保全に係る普及啓発

平成 24 年度,地域の環境保全活動団体と県,三次市,庄原市,県立広島大学庄原キャンパス及び市民団体が連携し,「広島県北部地域環境活動推進協議会」を設立し,関係者間のネットワークを構築した。

協議会においては、地域の良好な環境の次世代への継承を目指し、団体間の情報の共有化及 びネットワークの強化を図るとともに、活動を広く情報発信することにより、構成団体の自主 的な環境保全活動を支援・促進している。

(2) 大気保全対策

大気汚染防止法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。 酸性雨モニタリング調査やフロン類排出抑制のためフロン類充填回収業者への立入検査を 行っている。

(3) 水質保全対策

水質汚濁防止法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。 関係機関と協力し、公共用水域の水質汚染事故に対応するほか、地下水を含む公共用水域の 水質を監視し、環境基準の適合状況を把握している。

(4) 化学物質対策

ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。

ダイオキシン類対策の一環として、大気に係る環境汚染状況調査や行政検査を実施している。

(5) 土壤汚染対策

土壌汚染対策法に基づき土地の所有者等に対し、土地の形質変更時等において必要な指導を 行うとともに、特定有害物質を使用・製造及び処理する事業者に対して指導を行い、土壌汚染 の未然防止の推進を図っている。

(6) 公害苦情事案への対応

市等関係機関と連携をとり、迅速かつ的確な対応に努めている。

17 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物対策

浄化槽事務に関しては、その多くの事務を三次市及び庄原市に移譲している。 浄化槽の保守点検を行う業者の登録を行い、年一回立入調査等を実施し、浄化槽の適正な保 守点検の指導を行っている。また、公共下水道終末処理施設の適正管理を指導している。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物処理業者や自動車リサイクル関連業者、解体業者及びPCB廃棄物保管事業所への立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導している。

(3) 不法投棄等防止対策

市,警察署及び県関係機関等で構成する「広島県北部地域廃棄物不法投棄等防止連絡協議会」 を開催し、廃棄物の不法投棄等をランドパトロールや空からのスカイパトロールにより監視す るとともに、不法投棄防止に係る情報交換や合同パトロールを実施し、不法投棄などの早期発 見・早期是正に努めている。

Ⅲ 資料

管内の状況 一覧(その1)

(令和4年3月31日現在)

区分	総数	三 次 市	庄 原 市	備考
(※) 保 育 所 公 立	-			
(※) 私 立	-			
(※) 母子生活支援施設	-			
(※) 児 童 館	-			
(※) 児 童 遊 園	-			
(※) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業(※) (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-			
地域包括支援センター	11		11	
居宅サービス事業所	73		73	令和4年4月1日現在
介 護 医 療 院	1		1	
病院	10	5	5	
病 院 病 床 数	1,686	1,109	577	
一 般 診 療 所	89	53	36	
歯 科 診 療 所	40	22	18	
歯 科 技 工 所 数	16	10	6	
	1	1	_	専ら出張の届出 (三次市2, 庄原市1)
施 あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師 等に 関する法律関係	43	32	11	
M	24	18	6	
出 張 の み の 業 務 の 届 出 数 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師 等 に 関 す る 法 律 関 係)	4	3	1	
常生検査 所	2	2	ı	
	128	74	54	
食品関係施設数(旧法許可)	1,295	771	524	
食品関係施設数(新法許可)	279	160	119	
食品関係施設数(新法届出)	1,047	637	410	
旧食品関係条例対象施設数	88	47	41	
ナ の 登 録 頭 数	5,391	3,235	2,156	
(※)水道用水供給水道事業	-			
(※) 上 水 道 事 業	2	1	1	
	-			
(※) 専 用 水 道	-			
薬局(既存薬局を含む。)	58	35	23	
店 舗 販 売 業	23	15	8	
卸 売 販 売 業	10	9	1	
既存薬種商等	-			

区 分	総数	三 次 市	庄原市	備考
	6	2	4	
 高度管理医療機器等の販売業・貸与業	57	43	14	
	274	175	99	
麻 薬 取 扱 者	257	152	105	
(※)温 泉 利 用 施 設	-			
ばい煙発生施設	-			
ばい煙関係特定施設	-			
揮発性有機化合物排出施設	-			
ー 般 粉 じ ん 発 生 施 設	-			
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	_			
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	-			
水 銀 排 出 施 設	-			
ダイオキシン関係特定施設	-			
水質汚濁関係特定事業場	-			
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	-			
汚水等関係特定事業場	-			
汚染土壌処理業 —————	-			
(※) ごみ処理施設焼却施設	-			
(※) R D F施設	-			
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	-			
(※) 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-			
(※)し 尿 処 理 施 設	-			
産業廃棄物収集運搬業	132	80	52	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	2		2	
産業廃棄物処分業 ——	28	17	11	特別管理産業廃棄物に係 るものを含む。
うち優良認定 	-			
中間処理施設	29	17	12	
最終処分場 ————————————————————————————————————	-			
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	25	9	16	
産業廃棄物事業場外保管届 産業廃棄物多量排出事業者	-			
<u>処理計画策定事業所</u>	34	20	14	
自動車リサイクル 引取業者 フロン類	20	13	7	
回収業者	10	7	3	
解体業者	3	1	2	
破砕業者	3	1	2	

- (注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。
- (注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

_		1	1		(刊和5年度)
	職種	学 生 数	延学生数	実習期間	養 成 施 設 名
	計	11	30	6	
	小 計	4	16	4	
		4	16	4	日本赤十字広島看護大学
	保 健 師				
	,				
	小 計	7	14	2	
		7	14	2	安田女子大学
	管 理 栄 養 士				
	小 計	-	-	-	
	社 会 福 祉 主 事				
	小 計	-	-	_	
	医 師				
	小 計	_	_	_	
	 歯 科 衛 生 士				
	小計	_	_	_	
	訪問介護員				
	小計	_	_	_	
	その他				

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

								(
反厶	保健計画の策定・	母子保健	健康増進	介 護 予 防 · 生 活 支 援	歯科保健	感 染 症	(再	[掲)
运 力	地 域 診 断 (1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	結 核 (7)	エ イ ズ (8)
実施回数(O1)	-	-	1	-	-	1	ı	_
参加延人員(02)	(-)	(-)	(4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

区分	精神保健福祉	難 病 (10)	介護保険	健康危機管理	そ の 他 (13)	計 (14)
実施回数(01)	4	2	-	-	2	9
参加延人員(O2)	(69)	(9)	(-)	(-)	(107)	(189)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和3年度末現在)

備北地域保健対策協議会						
平成13年12月13日						
三次市·庄原市						
三次地区医師会・庄原市医師会・三次市歯科医師会・庄原市歯科医師会・三次薬剤師会・備北メディカルネットワーク						
市立三次中央病院・三次地区医療センター・総合病院庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院						
庄原市公衆衛生推進協議会						
三次市社会福祉協議会・庄原市社会福祉協議会						
北部保健所·北部厚生環境事務所						
鳴戸 謙嗣(三次地区医師会長)						
地域包括ケア支援専門部会、健康ひろしま21専門部会、保健医療計画推進専門部会、感染症対策専門部会						
合和3年5月20日~28日(書面開催), 令和3年10月28日, ※第3回はコロナの影響で不開催						
事 業 名						
事 業 名 地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業						
地域保健医療推進事業、うつ・自殺対策地域医療連携事業						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						
地域保健医療推進事業,うつ・自殺対策地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務 市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成						

(4) 医師臨床研修受入れ状況(該当なし)

職種	実人員	延人数	研修期間	臨床研修病院名
計				
医 師				
歯科医師				

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(令和4年4月1日現在) 社 民 医 会 非 会 業 活 方 総 福 法 協 協 公 区 分 祉 利 他 法 共 祉 同 同 法 法 法 協 数 法 法 組 組 寸 法 人 人 人 人 人 人 体 人 合 合 会 実施事業数合計①~③ 2 2 123 61 10 17 7 24 1 73 8 13 2 指 介 護 訪 11 定 訪問入浴介護 2 居 訪 訪問リハビリテーション 2 2 サ 居宅療養管理指導 通 介 所 11 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 21 21 ス 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 貸 祉 用 所 特定福祉用具販売 小 計 2 49 25 2 10 8 指 介護予防訪問入浴介護 2 介 介護 予防訪問看護 護 介護予防訪問リハビリテーション 2 2 予 介護予防居宅療養管理指導 防 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 20 3 介護予防短期入所療養介護 2 1 介護予防特定施設入居者生活介護 3 介護予防福祉用具貸与 業 所 特定介護予防福祉用具販売 4 4 介 小 計 3 1 1 護 指定介護療養型医療施設 施 護 医 療 院 1 介 1 設

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(令和4年4月1日現在) 庄 総 区 分 原 数 市 実施事業数合計①~③ 123 123 小 計 1 73 73 指 訪 問 介 護 11 11 定 問 入 浴 介 護 訪 2 2 居 訪 看 護 5 宅 訪問リハビリテーション 2 2 サ 居宅療養管理指導 通 介 護 所 11 11 通所リハビリテーション 5 短 期 入 所 生 活 介 護 21 21 ス 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 3 業 福 祉 用 貸 与 5 所 特定福祉用具販売 4 2 小 計 49 49 指 定 介護予防訪問入浴介護 2 介 介護予防訪問看護 5 護 介護予防訪問リハビリテーション 2 2 予 介護予防居宅療養管理指導 防 サ 介護予防通所リハビリテーション 5 介護予防短期入所生活介護 20 20 ビ 介護予防短期入所療養介護 3 3 ス 介護予防特定施設入居者生活介護 3 介護予防福祉用具貸与 5 特定介護予防福祉用具販売 介 小 計 3 護 保 指定介護療養型医療施設 険 施 護 院 介 医 療 設

(3) 実地指導等件数

(令和3年度)

区分	総数	指定居宅サービス事業所	指定介護予防 サービス事業所	指定介護療養型 医療施設	介 護 医	療院
実地指導件数	6	3	3			

身体障害者等福祉対策

(1) ろうあ者専門相談員の相談指導状況

													\	日本日の	TX
							相	談	指	導	内	容			
	延	実	相			職				障	補				
	相	相	談	家	生	業	住	健	教	害者	装具	年	各	災	そ
区	談	談	指	族	活	職		康	育	福 祉	· 日	金	種		
分	者	者	導	関	生	場		· 医	育	" 	常生	· 保	制		Ø
			件			関				Ľ	活				
	数	数	数	係	計	係	居	療	児	ス 等	用具	険	度	害	他
総件数	276	41	343	25	24	I	2	99	I	1	1	2	2	1	186

母子·父子·寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

				(令和3年度)
区	分	総数	三 次 市	庄原市
合 計	件 数	12	10	2
	貸付額(千円)	(5,869,684)	(4,561,684)	(1,308,000)
事業開始資金	件 数	_		
7 5/4 1/11 72 54 =	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件数	-		
事未 燃机貝亚	貸付額(千円)	(-)		
修学资金	件数	10	8	2
	貸付額(千円)	(5,538,684)	(4,230,684)	(1,308,000)
技能習得資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件数	_		
吃 未 貞 並	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件数	_		
州城 又 及 貝 亚	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件数	_		
区场기砖页亚	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件数	-		
工力負並	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件数	-		
正七 貝並	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数			
+4 七 兵 业	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件数	2	2	
切 1 人 汉 只 亚	貸付額(千円)	(331,000)	(331,000)	
結婚資金	件数	_		
17日 月 東 亚	貸付額(千円)	(-)		

(2) 父子福祉資金の貸付状況

				(令和3年度)
区	分	総数	三 次 市	庄 原 市
合 計	件 数	2	2	_
	貸付額(千円)	(801,700)	(801,700)	(-)
事業開始資金	件 数	_		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	_	***************************************	
7 X 12 130 32 12	貸付額(千円)	(-)		
修 学 資 金	件数	1	1	
修子貞金	貸付額(千円)	(357,700)	(357,700)	
技能習得資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(–)		
修業資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
+15 THE	件数	-		
就職支度資金	貸付額(千円)	(-)		
F + A =# '/8 A	件数	-		
医療介護資金	貸付額(千円)	(-)		
	件数	-		
生活資金	貸付額(千円)	(-)		
12 ± 1/2 A	件数	-		
住 宅 資 金	貸付額(千円)	(-)		
±=	件数	_		
転 宅 資 金	貸付額(千円)	(-)		
	件数	1	1	
就学支度資金	貸付額(千円)	(444,000)	(444,000)	
仕 析 次 △	件数	-		
結婚資金	貸付額(千円)	(-)		
	•			

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況(該当なし)

				(中和3年度)
区	分	総数	三 次 市	庄 原 市
A =1	件数	-	_	-
合 計	貸付額(千円)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件数	-		
尹 未 併 炉 貝 並 	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件数	-		
尹 未 秘 祝 貝 並 	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件数	-		
修 子 貝 並 	貸付額(千円)	(-)		
技能習得資金	件数	_		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件数	-		
机帆又及 页亚	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件数	_		
应 凉 기 吱 貝 亚	貸付額(千円)	(-)		
上 生活資金	件数	-		
- 10 A m	貸付額(千円)	(-)		
 住宅資金	件数	_		
	貸付額(千円)	(-)		
転 宅 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就 学 支 度 資 金	件 数	_		
	貸付額(千円)	(-)		
結 婚 資 金	件 数	_		
	貸付額(千円)	(-)		

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和4年3月31日現在)

									/ 13.11	14 <u>十</u> 0万01日4	20 III /	
	[<u>x</u>		5.	>	総	数	Ξ	次 市	庄原市	ī	
		施		設	数		10		5		5	
			1]	\	計		1,686		1,109		577	
病	病		_		般		795		484		311	
	床	_ [療	Ę	養		654		390		264
			精		神		235		235		1	
院	数		結		核		1		-		1	
			感	染	症		2		-		2	
		救	急	告	示		4		2		2	
_		施		設	数		89		53		36	
般 診	病	床	数		般		83		81		2	
療	7円	小	奴	療	養		30		30		_	
所		救	急	告	示		1		1		_	
歯		科	診	療	所		40		22		18	

- (注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力す る旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。
- (注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養で きる病床をいう。
- (注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和3年度)

区 分	総数	病 院	診療所	歯科診療所
立入検査延件数	1	1	1	-
新規開設に伴う 使用許可件数	5	-	5	-
構造設備の変更に 伴う使用許可件数	6	6	1	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間:月~金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00~16:00

相談方法:電話、面談(要事前予約)

専用電話:082-513-3058

設置場所: 〒730-8511 広島市中区基町10-52 農林庁舎4階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。 ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康增進•栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

		特	定 給	食 施	設		
区 分	総数	指定が	拖 設 ①	特 定 給 (① を	食施設除く)	その他の	給食施設
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数A	128	4	_	25	7	56	36
指導延数 B	27	4	-	11	5	3	4
1施設当たり指導 回数 B / A	0.2	1.0	_	0.4	0.7	0.1	0.1

⁽注) 表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

																\ - -	0十1又/
	特	定		給	食		施	設	_	- 41 -	۸۸ ۸ I ا					40	ster
	指	定	施	設	指定旅 施	・ 設以タ	外の特別	定給食 設			給食施			栄養士	栄養士	総	数
区 分	栄養いる	士 の も の	栄 養 いなし	士 の ハもの	栄養いる	士のもの	栄 養 いなし	士 の いもの	栄養いる	士のもの	栄養いない	士 の いもの	給食施 設数する	のいる 給食施 設に対	の い 給 設 に	施	延
分	施	延	施	延	施	延	施	延	施	延	施	延	指導割合	するり	対する指導		指
		,,,		, n		, 1		, 1		l ,∺		,	(%)	一	(%)	設	導
	設	導 件	設	· 導 · 件	設	導 件	設	導 件	設	導 件	設	導 件					件
	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数				数	数
総数	4	4	-	-	25	11	7	5	56	3	36	4	21.1	21.2	20.9	128	27
学校					14	4	1	1	8				21.7	18.2	100.0	23	5
病院	4	4			4	4			5	1	1		64.3	69.2	-	14	9
介護老人 保健施設					1	1			4		1	1	33.3	20.0	100.0	6	2
介 護 医療院									1		1	1	50.0	-	100.0	2	1
老人福祉 施 設					3				24		5		-	-	-	32	-
児童福祉 施 設					3	2	5	3	5	1	23	2	22.2	37.5	17.9	36	8
社会福祉 施 設									6	1	1		14.3	16.7	-	7	1
事業所							1	1					100.0	-	100.0	1	1
寄宿舎									3		4		_	_	_	7	_
矯正施設													-	-	-	_	_
自衛隊													_	_	_	-	_
一般給食センター													-	-	-	_	_
その他													_	-	-	_	_

(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況

ア 相談状況

(令和3年度)

区 分	業者からの相談事例数
健康増進法(虚偽・誇大表示)	5
食品表示法(保健事項)	50

イ 指導状況(違反事例)

(令和3年度)

	事業			品	目 区	分			
区分	者数		生鮮食品		加工食品				
		農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
健康増進法(虚偽・誇大表示)									
食品表示法(保健事項)									

[※] 発見し、他所へ通報したものは含まない。

(3) 健康增進事業実施状況

ア 健康診査

(令和3年度)

区	分	総 数	三次市	庄原市
人		84,666	50,852	33,814
	対象者	440	250	190
健康診査	受診者	7		7
	受診率(%)	1.6		3.7
	対象者	6,702	6,627	75
肝炎ウイルス 検査	受診者	213	138	75
17111	受診率(%)	3.2	2.1	100

⁽注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育,健康相談,訪問指導,機能訓練)

	区	分	総数	三次市	庄原市
健	個別	参加人数	_		
康教育	集団	実施回数	63	35	28
育	未凹	参加人数	1,054	557	497
/7 + h	健重点	実施回数	ı		
健 康	里川	参加人数	ı		
相談	総合	実施回数	-		
шХ	秋 総合	参加人数	-		
訪問	対象者数		500	500	
指導	被指	 道導実人員	47	30	17

⁽注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4) 健康生活応援店の状況

(令和3年度末現在)

	_							**		(市和3年及木坑江)
	<u>≺</u>							<u>分</u>	•	延認証店舗数
禁	煙	支	援	禁	j.	煙	3	5	援	1
				栄	養	成	分	表	示	1
				野	菜	た	つ	ぷ	IJ	3
				塩	分	;	空	え	め	3
<u>~</u>	н	_	: _	<u>へ</u> 川	レシー	オー	- ダ -	- メニ .	<u> </u>	
食	生		活	塩:	分 控	えめ	推:	進・点	泛援	
				朝	食	摂	取	応	援	
				食	事が	、 ラ	ン	ス応	援	
				小					計	7
				正し	い歩き		オー ^コ 鼻	・ング)	指	1
運	動	実	践	ウォ	+ — +	・ン・	が勧	奨・原	と 援	4
				小					計	5
そ	σ)	他	健	康	づ	ر ا	ル応	援	9
	合							計		22
実			店		į	舗			数	15

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和3年度)

日時	場所	参加人数	主な議題
令和3年9月9日(木) ~9月24日(金)		15	・広島県及び国の食育推進について ・各機関・団体等における食育の取組について ・食育活性化支援事業について

会議構成機関

機関名(担当課等)	備考	
三次市	健康推進課	
三次市	農政課	
三次市教育委員会	学校教育課	
庄原市	保健医療課	
庄原市	農業振興課	
庄原市教育委員会	教育総務課	
三次商工会議所		
庄原商工会議所		
三次農業協同組合	総合企画課	
庄原農業協同組合	営農振興課	
三次市食生活改善推進協議会		
庄原市食生活改善推進員協議会		
広島県北部教育事務所	教育指導課	
広島県北部農林水産事務所	農村振興課	
広島県北部保健所	保健課	

感染症対策

(1) 感染症発生状况

						(中和3年)
区分	疾 病 名	件数	区	分	疾 病 名	件数
	エボラ出血熱	11 20	+		アメーバ赤痢	~
	クリミア・コンゴ出血熱				ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう				カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3
	南米出血熱				急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	
一類	ペスト				急性脳炎※5	
			_			
	マールブルグ病				クリプトスポリジウム症	
	ラッサ熱				クロイツフェルト・ヤコブ病	1
				华王		
	小 計 A				劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	急性灰白髄炎		(全	数)	後天性免疫不全症候群	
	結核	1	2		ジアルジア症	
_ *=			_			
二類	ジフテリア				侵襲性インフルエンザ菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1				侵襲性髄膜炎菌感染症	
	中東呼吸器症候群※2				侵襲性肺炎球菌感染症	
			_			
	鳥インフルエンザ(H5N1)				水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	
	鳥インフルエンザ(H7N9)				先天性風しん症候群	
	小 計 B	1	2		梅毒	4
	コレラ				播種性クリプトコックス症	
			_			
	細菌性赤痢				破傷風	
三類	腸管出血性大腸菌感染症		7		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
			_			
	腸チフス		_		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	
	パラチフス				百日咳	
	小 計 C		7		風しん	
			′			
	E型肝炎				麻しん	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)				薬剤耐性アシネトバクター感染症	
			_			
	A型肝炎		1		小 計 E	9
	エキノコックス症				RSウイルス感染症	27
	黄熱				咽頭結膜熱	92
	オウム病				A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	63
	オムスク出血熱		_		感染性胃腸炎	660
	回帰熱				水痘	28
	キャサヌル森林病				手足口病	48
			_			
	Q熱				伝染性紅斑	3
	狂犬病				突発性発しん	32
1/1			_			
四類	コクシジオイデス症				ヘルパンギーナ	16
	サル痘				流行性耳下腺炎	13
			\dashv \perp	北王		10
	ジカウイルス感染症				インフルエンザ※6	
	重症熱性血小板減少症候群※3		1 (定	点)	急性出血性結膜炎	
	腎症候性出血熱				流行性角結膜炎	
	西部ウマ脳炎				性器クラミジア感染症	1
	ダニ媒介脳炎				性器ヘルペスウイルス感染症	
			_			
	炭疽				尖圭コンジローマ	2
	チクングニア熱				淋菌感染症	
			_			
	つつが虫病		2		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	
	デング熱		1		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	1
			_			
	東部ウマ脳炎		_		細菌性髄膜炎※7	
	鳥インフルエンザ※4				マイコプラズマ肺炎	
	ニパウイルス感染症				無菌性髄膜炎	
			⊣			
	日本紅斑熱		_		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	
	日本脳炎				メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	48
	ハンタウイルス肺症候群		7		薬剤耐性緑膿菌感染症	1
			⊣			1
	Bウイルス病				小 計 F	1,035
	鼻疽		亲后开	リイン	フルエンザ等感染症 G	
			和土	- 17		074
	ブルセラ症				新型コロナウイルス感染症	274
	ベネズエラウマ脳炎		指	定		
	ヘンドラウイルス感染症				小 計 H	274
				+r	- II	2/4
	発しんチフス			新	I	
	ボツリヌス症				総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	1,341
					and an arrangement of the second	1,011
	マラリア					
	野兎病					
	ライム病					
			_			
	リッサウイルス感染症					
	リフトバレー熱		7			
			\dashv			
	類鼻疽					
	レジオネラ症		1			
l	レプトスピラ症		_			
1	ロッキー山紅斑熱		\dashv			
l			_			
	小 計 D		4			

- ※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る ※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

- ※4 H5N1及びH7N9を除く
- ※5 ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く ※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く ※7 インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く (注1) 一, 二, 三, 四, 五類(全数), 指定及び新感染症については, 全数報告。 (注2) 五類(定点)感染症については, 定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和3年12月31日現在)

	区分		総数	三次市	庄 原 市
管	内 人		83,76	50,398	33,368
	計		1	3 11	2
活動性	喀 痰 塗 抹	: 陽 性 者		7 5	2
肺結核患者数	その他の結れ	亥 菌 陽 性 者		2	_
(A)	菌陰性・そ	の他の者		-	_
活動性	肺 外 結 核 患	者 数(B)		4	-
不活動	性結核・そ	の他の者		_	_
有 病 率	医(人口1	0 万 対)	15	5 21.8	6.0

- (注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの.
- (注2)人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)
- (注3) 有病率(人口10万対) = 活動性肺結核患者数(A)+活動性肺外結核患者数(B) × 100,00

イ 結核患者新規登録状況

区分	総数	三次市	庄 原 市
管 内 人 口	83,766	50,398	33,368
計 (A + B)	7	6	1
活動性喀痰塗抹陽性	2	2	-
活動性	1	_	1
^(A) 菌 陰 性・そ の 他 の ⁵	<u> </u>	_	_
活動性肺外結核患者数(B)	4	4	_
り患率(人口10万対)	8.4	11.9	3.0
潜在性結核感染症	5	4	1

- (注1)潜在性結核感染症は総数に含まない。 (注2)人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)
- (注3) り患率(人口10万対) = <u>計(A+B)</u> × 100,000

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和3年12月31日現在)

						·	10年12月51日現在/
Σ	<u> </u>		5		総数	三 次 市	庄 原 市
		計			7	6	1
		пІ			(2)	(2)	(-)
۰	歳	~	4	歳	-	_	-
U	河 火			所 义	(-)	(-)	(-)
5	歳	~	9	歳	_	_	_
	ЛУС			JASK.	(-)	(-)	(-)
10	歳	~	14	歳	_	_	_
	NIX.			лус	(-)	(-)	(-)
15	歳	~	19	歳	_	_	_
	лж			лж	(-)	(-)	(-)
20	歳	~	29	歳	1	1	_
	лж			лж	(-)	(-)	(-)
30	歳	~	39	歳	_	_	_
	МЖ			МЖ	(-)	(-)	(-)
40	歳	~	49	歳	_	_	_
	///~			//×	(-)	(-)	(-)
50	歳	~	59	歳	_	_	_
					(-)	(-)	(-)
60	歳	~	69	歳	1	1	_
					(-)	(-)	(-)
70 j	歳 ~				5	4	1
-					(2)	(2)	(-)

- (注1) 下段の()は, 結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。
- (注2) 本表の総数とイ結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

				(令和3年度)
区	分	総数	三 次 市	庄 原 市
	対 象 者 数	33,146	18,350	14,796
一般住民	受 診 者 数	4,720	2,642	2,078
	受診率(%)	14.2	14.4	14.0



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。 〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24 電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況

(令和3年度)

									\ 1-	1HO干/又/
=	施主体	│ │ 対 象 者 対象者数		受 診	状 況		健康影	》断 等(の内容	
大	心工件	刈		受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定	i		23,363	7,170	30.7	3,770	3,400	_	-	_
	事業者	従業者	3,579	3,430	95.8	625	2,816			
	学校長	生徒	293	287	98.0	70	217			
	子仪及	学 生	250	250	100.0	248	2			
	施設長	入所者	891	561	63.0	185	365			
期	市町長	一般住民	18,350	2,642	14.4	2,642	ı			
		計	110	110	100.0	-	59	(-)	(-) -	58
知	- -	接触者健診	51	51	100.0	-	15	(-) -	(–) –	42
【 【	健所長)	集団健診	16	16	100.0	-	1	(-) -	(–) –	16
		管理検診	43	43	100.0		43			

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。 (注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施 設, 社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
- (注3) 生徒欄は, 高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は, 大学生等の対象数又は受診者数を記載。
- (注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
- (注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(令和3年12月31日現在)

			/ 13 1	10年12月51日列11/
区	分	総数	三 次 市	庄 原 市
実	人員	26	24	2
	(再掲)新規登 録 患 者	13	14	1
	構成比	57.7	58.3	50.0
延	人員	61	54	7
	(再掲)新規登 録 患 者	25	24	1
	構成比	41.0	44.4	14.3

(注)(再掲)欄の新規登録患者とは、令和3年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導 した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和3年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型イン フルエザ 等感染症		新感染症
指導件数	1,909	-	30	5	1	2	1,871	-	_
うち施設指導分	32	ı	2	1	ı	2	27	-	_

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(令和3年度)

日 時	開催中止
場所	
参加人数	
主な議題	

会議構成メンバー

所 属	職名	備考

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

	相	談	件	数		(五仙3千段)
区 分	計A+B+C	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C	HIV抗原抗体検査	梅毒検査
計	24	22	2	-	12	13
男性	18	16	2	-	9	9
女 性	6	6	-	-	3	4

(6) 健康教育実施状況

(令和3年度)

区分		種別	内訳
区 分	計		
実 施 回 数			
参加延人員	1		
(対象内訳)	_	_	

- (注1) 種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンサ、O157等の予防対策名を記入。
- (注2) エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入。 結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入。

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和3年度)

計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
34		34

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和3年度)

			(13/10 1 /久/
C型肝炎ウイルス検査実施件数			B型肝炎ウイルス 検査実施件数
検査実施日数	HCV抗体検査		HBs抗原検査
		うちHCV核酸増幅検査	
-	-	-	-

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア)インターフェロン治療

(令和3年度)

区	分	計	三次市	庄 原 市	管 外
申	請数	_		ı	_
交(付 数	-		_	-

(イ)核酸アナログ製剤治療

(令和3年度)

区		分	計	三次市	庄 原 市	管 外
申	請	数	95	62	33	
交	付	数	95	62	33	

(ウ)インターフェロンフリー治療

(令和3年度)

区 分	計	三次市	庄 原 市	管 外
申 請数	12	7	5	-
交 付 数	12	7	5	-

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

	分	計	三次市	庄 原 市	管 外
申請	数	3	2	1	_
交 付	数	3	2	1	_

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況(該当なし)

(令和3年度)

	訪	引 に	よ	る検	診	- 1	保 健	指	導	人員
	実人員					延人員				
区分	大八只		内	訂	5	是八貝	Į.	内	訂	5
		身体障害者	知的障害者	難病患者	その他		身体障害者	知的障害者	難病患者	その他
実施数	-	-				-				

(2) 相談事業の状況(該当なし)

(令和3年度)

		i				·				
区分	回 数	実人員	Þ	9 1	尺	延人員		þ	5	沢
	[本 人	保護者 介護者	その他		本	人	保護者 介護者	その他
実施数		-				-				

(3) 市指導・支援の状況(該当なし)

区分	华道话日	指導項目総数		指道 頂 日		名
	旧符块口	心 奴	三次市	庄原市		
	企画•連携•調整	-				
実 施 数	調査・研究	-				
	情報の収集・提供	-				

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数は3月31日現在, 通院患者数は3月31日現在)

区 分	総数	三次市	庄 原 市	管内計	管 外
措置入院患者数	6	3	2	5	1
医療保護入院患者数	156	94	59	153	3
自立支援医療受給者数(精神通院)	1,265	815	450	1,265	_
通報件数(精神保健福祉法23条~26条)	11				

⁽注)通報件数は、令和3年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和4年3月31日現在)

障害等級	総数	三次市	庄 原 市
計	949	609	340
1 級	31	18	13
2 級	594	392	202
3 級	324	199	125

(3) 組織育成支援状況(該当なし)

		(サ州3千度)
区 分	総数三次市	庄原市 管内計 管外
計		
患 者 会	-	_
家 族 会	-	_
断 酒 会	_	_
ボランティア	_	_

⁽注) 精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。 【例】 会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和3年度)

	[<u>x</u>	分	数総	三次市	庄原市	管内市町計	外管
	実		人員	46	33	13	46	
	延		人員	52	39	13	52	-
		内	老人精神保健	9	6	3	9	
			社会復帰	1		1	1	
			アルコール	4	3	1	4	
			薬物	_			-	
			薬 物 ギャンブル ゲ ー ム 思 春 期	2	2		2	
			ゲーム	_			_	
			思春期心の健康づくり	2 25	2 21	4	2 25	
面			うつ・うつ状態		21	4	25	
Щ			摂食障害	_			_	
			てんかん	_			_	
		訳	その他	9	5	4	9	
接		(ひ	再 掲) き こ も り	(-)			(-)	
		(自	再 掲) 殺 関 連	(1)	(1)		(1)	
			(再 掲) 自殺者の遺族	(-)			(-)	
		(犯	再 掲) 罪 被 害 再 掲)	(-)			(-)	
) 災	害	(-)			(-)	
		(措置	再 掲) 置入院等退院支援	(-)			(-)	
電	話	相	談延人員	355				
		(ひ	再 掲)					
		(自	再 掲) 殺 関 連					
		(措置	再 掲) 置入院等退院支援	(97)				

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

					(中和3千度)
区分	総数	三次市	庄 原 市	管内市町計	管 外
実 人 員 延 人 員 老 人 精	8	5	3	8	
実 人 員 延 人 員	23	9	14	23	_
老人精神	_			_	
_内 <u>社会復帰</u>	17	8	9	17	
	_			_	
薬物	_			_	
ギャンブル	_			_	
思春期	_			_	
心の健康づくり	_			_	
摂食障害					
	1	1		1	
その他 (再掲)	5		5	5	
(再 掲) ひきこもり	(-)			(-)	
(再 掲) <u>自 殺 関</u> 連	(1)		(1)	(1)	
(再 掲) 自殺者の遺族	(-)			(-)	
(再掲) 犯罪被害	(-)			(-)	
(再掲) 災害	(-)			(-)	
(再 掲) 措置入院退院支援	(14)	(4)	(10)	(14)	

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和3年度)

区 分	総数	三次市	庄 原 市	管内市町計	管 外
実 施 回 数	3	1	2	3	
対 象 者 数	2	1	1	2	
参 加 延 人 数	25	10	15	25	

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会(該当なし)

(令和3年度)

区 分	総 数 3	三次市	庄 原 市	管内市町計	管外
実 施 回 数	_			-	
対 象 者 数	_			-	
参加延人数	_			_	

ウ その他の事例検討会

区 分	総数	三次市	庄 原 市	管内市町計	管 外
実 施 回 数	3	2	1	3	
対 象 者 数	3	2	1	3	
参 加 延 人 数	12	5	7	12	

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和3年度)

区分		種 別 内	訳
	計	研修会	研修会
実 施 回 数	2	1	1
対 象 者		医療·保健·福祉· 消防·警察等	保健•福祉等
参加延人数(配布部数)	71	36	35

⁽注) 種別内訳欄には,講演会,研修会,街頭啓発活動等の種別を記入。

イ その他の精神保健福祉対策

		() () () ()
	種	別 内 訳
区 分	計	発達障害
	ĒΙ	研 修 会
実 施 回 数	1	1
対 象 者		市保健師
参加延人数 (配布部数)	24	24

⁽注) 種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の 種別を記入。

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和4年3月31日現在)

		,		(中和4年の)	31日現在)
告示番号	病 名	疾患群	総数	三次市	庄 原 市
	承 認 総 件 数	· 女	691	431	260
001	球脊髄性筋萎縮症	神経·筋疾患	-	-	-
002	筋萎縮性側索硬化症	神経·筋疾患	11	9	2
003	脊髄性筋萎縮症	神経·筋疾患	1	_	1
004	原発性側索硬化症	神経·筋疾患	_	_	-
005	進行性核上性麻痺	神経·筋疾患	7	4	3
006	パーキンソン病	神経·筋疾患	98	59	39
007	大脳皮質基底核変性症	神経·筋疾患	3	2	1
800	ハンチントン病	神経·筋疾患	1	1	-
009	神経有棘赤血球症	神経·筋疾患	_	_	-
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経·筋疾患	1	_	1
011	重症筋無力症	神経·筋疾患	18	12	6
012	先天性筋無力症候群 	神経·筋疾患	1	-	_
013	多発性硬化症/視神経脊髄炎	神経·筋疾患	11	9	2
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	神経·筋疾患	2	2	-
015		神経·筋疾患	_	_	-
016		神経·筋疾患	_	_	_
017		神経·筋疾患	8	3	5
018	 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	神経·筋疾患	9	7	2
019		 代謝系疾患	_	_	_
		 代謝系疾患	_	-	_
	ミトコンドリア病	 代謝系疾患	1	1	_
	もやもや病	神経·筋疾患	10	8	2
		神経·筋疾患	_	_	_
	—————————————————————————————————————	神経·筋疾患	_	_	_
	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	_	_	_
	HTLV-1関連脊髄症	神経·筋疾患	_	_	_
	—————————————————————————————————————	神経·筋疾患	_	_	_
	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	5	3	2
	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	_	_	_
		神経·筋疾患	_	_	_
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	_	_	_
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	_	_	_
	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経·筋疾患	_		_
	神経線維腫症	皮膚·結合組織疾患	1	1	_
035		皮膚·結合組織疾患	1	1	
	表皮水疱症	皮膚·結合組織疾患	<u> </u>		
		皮膚·結合組織疾患	2	1	1
	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚·結合組織疾患	_		
	中毒性表皮壊死症	皮膚·結合組織疾患	_	_	_
	高安動脈炎	免疫系疾患	_	_	
040	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	2	2	_
	台	免疫系疾患	3	2	1
	品即任多光到航炎 顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	8	4	4
043	與 似 鏡的多光血官炎 多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	2	1	1
				1	'
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	2	2	-

告示番号	病名	疾患群	総数	三次市	庄 原 市
	承 認 総 件 🤄	数	691	431	260
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	5	2	3
047	バージャー病	免疫系疾患	4	2	2
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	-	-	1
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	33	18	15
050	皮膚筋炎/多発性筋炎	免疫系疾患	20	14	6
051	全身性強皮症	皮膚·結合組織疾患	22	12	10
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	5	5	-
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	10	7	3
054	成人スチル病	免疫系疾患	4	1	3
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	1	-	1
056	ベーチェット病	免疫系疾患	9	6	3
057	特 発性拡張型心筋症	循環器系疾患	21	16	5
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	4	3	1
059	—————————————————————————————————————	循環器系疾患	-	-	-
060	—————————————————————————————————————	血液系疾患	4	1	3
061	 自己免疫性溶血性貧血		_	_	_
062	発作性夜間へモグロビン尿症		1	1	_
063	————————————————————— 特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	9	7	2
	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	_	-	_
	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	1	1	_
	IgA腎症	腎·泌尿器系疾患	20	16	4
067	多発性嚢胞腎	腎·泌尿器系疾患	6	4	2
068	黄色靭帯骨化症	骨·関節系疾患	4	2	2
	後縦靭帯骨化症	骨·関節系疾患	19	13	6
	上海	骨·関節系疾患	22	8	14
	大型	骨·関節系疾患	22	11	11
071	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	1	11	
			'	'	_
073 074	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	-	_	
	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	2	2	
	クッシング病	内分泌系疾患	_	_	_
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	_	_	_
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	2	1	1
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	15	9	6
	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝系疾患	_	-	_
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	_	-	_
	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	-	-	_
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	_	-	_
083	アジソン病	内分泌系疾患	_	-	_
	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	11	6	5
	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	22	14	8
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	5	3	2
087	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	-	_	_
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	5	3	2
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	1	1	_
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	8	4	4
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	_	-	_
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	-	-	_
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	14	11	3
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	_		_

告示番号	病名	疾患群	総数	三次市	庄 原 市
	承 認 総 件 数	坟	691	431	260
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	3	2	1
096	クローン病	消化器系疾患	16	12	4
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	78	46	32
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	2	1	1
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	1	1	I
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	ı	ı	I
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器系疾患	1	1	I
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	I	1	1
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	ı	ı	ı
104	コステロ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	_
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	1	I
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	_	_	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	1	1	_
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎·泌尿器系疾患	_	_	-
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	_	_	-
111	先天性ミオパチー	神経·筋疾患	_	_	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経·筋疾患	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経·筋疾患	_	_	_
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経·筋疾患	_	_	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経·筋疾患	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経·筋疾患	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経·筋疾患	1	1	-
118	脊髄髄膜瘤	神経·筋疾患	-	_	-
119	アイザックス症候群	神経·筋疾患	_	_	-
120	遺伝性ジストニア	神経·筋疾患	_	_	-
121	神経フェリチン症	神経·筋疾患	_	_	_
122	脳表へモジデリン沈着症	神経·筋疾患	_	_	_
123	表頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経·筋疾患	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経·筋疾患	1	1	_
125	┃ ┃神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経·筋疾患	_	_	_
126	ペリー症候群	神経·筋疾患	_	_	_
127	 前頭側頭葉変性症	神経·筋疾患	1	_	1
128		神経·筋疾患	-	_	_
129		神経·筋疾患	_	_	_
130	│ │先天性無痛無汗症	神経·筋疾患	_	_	_
131	 アレキサンダー病	神経·筋疾患	_	_	
132	├────────────────────────────────────	神経·筋疾患	_	_	_
133	メビウス症候群	神経·筋疾患	_	_	_
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	_	_	_
135	アイカルディ症候群	神経·筋疾患	_	_	_
136		神経·筋疾患	_	_	_
137		神経・筋疾患	_	_	_
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	_	_	_
139		神経・筋疾患	_	_	_
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	_	_	_
141	プージー	神経・筋疾患	_	_	_
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	_		
143	ミオクロニースキャ こんがん	神経・筋疾患			
143	マップロー 成刀光下で仕入しのかん	TTN 17大志	_	_	_

告示番号	病 名	疾 患 群	総数	三次市	庄 原 市
	承 認 総 件 数	· 数	691	431	260
144	レノックス・ガストー症候群	神経·筋疾患	ı	1	ı
145	ウエスト症候群	神経·筋疾患	_	-	1
146	大田原症候群	神経·筋疾患	_	-	ı
147	早期ミオクロニー脳症	神経·筋疾患	-	_	_
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経·筋疾患	1	1	1
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経·筋疾患	ı	ı	ı
150	環状20番染色体症候群	神経·筋疾患	ı	ı	ı
151	ラスムッセン脳炎	神経·筋疾患	_	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経·筋疾患	ı	ı	ı
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経·筋疾患	1	1	ı
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経·筋疾患	1	1	ı
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経·筋疾患	_	-	-
156	レット症候群	神経·筋疾患	ı	ı	ı
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経·筋疾患	1	1	ı
158	結節性硬化症	神経·筋疾患	2	1	1
159	色素性乾皮症	神経·筋疾患	_	_	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚·結合組織疾患	_	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚·結合組織疾患	_	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚·結合組織疾患	4	3	1
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚·結合組織疾患	-	-	_
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-	_	_
165	肥厚性皮膚骨膜症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚·結合組織疾患	-	-	-
167	マルファン症候群	皮膚·結合組織疾患	1	1	_
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚·結合組織疾患	-	_	_
169	メンケス病	代謝系疾患	-	_	_
170	オクシピタル・ホーン症候群	皮膚·結合組織疾患	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝系疾患	-	-	-
172	低ホスファターゼ症	骨·関節系疾患	-	-	-
173	VATER症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	_	_
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	_	_
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
177	有馬症候群	神経·筋疾患	_	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_		_
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	1	-
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	_	_
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	_	_
182	アペール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	_
184	アントレー・ビクスラー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	_
185	コフィン・シリス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_		
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	_
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	-	-
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	-	-
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	-	-
190	鰓耳腎症候群	聴覚·平衡機能系疾患	-	-	-
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
192	 コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	_	-
	·				

告示番号	病名	疾 患 群	総数	三次市	庄 原 市
	承 認 総 件	数	691	431	260
193	プラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	ı	_	ı
194	ソトス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	_	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	-	ı
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	_
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	_	_
201	アンジェルマン症候群	神経·筋疾患	-	-	_
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
203	22q11. 2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
204	 エマヌエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	_
206		染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	-	_
207	<u></u> 総動脈幹遺残症		_	_	_
	修正大血管転位症	循環器系疾患	_	_	_
			_	_	_
210	<u> </u>		_	_	_
211		循環器系疾患	_	_	_
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	_	_	_
213		循環器系疾患		_	_
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患		_	
215	ファロー四徴症	循環器系疾患		_	_
216	プグローロ 日本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	循環器系疾患		_	_
217	エプスタイン病	循環器系疾患		_	_
217	アルポート症候群	肾·泌尿器系疾患	_	_	_
219	ギャロウェイ・モワト症候群	腎·泌尿器系疾患	_	_	_
	急速進行性糸球体腎炎	腎·泌尿器系疾患	5	_	
	点还连11 住东球体育炎 抗糸球体基底膜腎炎	腎·泌尿器系疾患	-	4	<u>'</u>
			12	_	
222	一次性ネフローゼ症候群	腎·泌尿器系疾患	13	4	9
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎·泌尿器系疾患		_	_
224	紫斑病性腎炎	腎·泌尿器系疾患	1	ı	_
	先天性腎性尿崩症 	腎·泌尿器系疾患	_	_	_
	間質性膀胱炎(ハンナ型)	野·泌尿器系疾患 沈みなまたは湯にフロ恋なながら症候群	_	_	_
	オスラー病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	_	1
	閉塞性細気管支炎 	呼吸器系疾患	_	_	_
	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) 	呼吸器系疾患	_	_	_
	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患	_	_	_
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器系疾患	_	_	_
	力一二一複合	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	_
233	ウォルフラム症候群	内分泌系疾患	_	_	_
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝系疾患	_	_	_
	副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	_	_	_
	偽性副甲状腺機能低下症 	内分泌系疾患	_	_	_
	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌系疾患	1	1	_
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	骨·関節系疾患	_	_	_
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌系疾患	_	_	_
240	フェニルケトン尿症	代謝系疾患	1	1	_
241	高チロシン血症1型	代謝系疾患	_	_	_

告示番号	病 名	疾 患 群	総数	三次市	庄 原 市
	承 認 総 件 数	· 效	691	431	260
242	高チロシン血症2型	代謝系疾患	-	-	_
243	高チロシン血症3型	代謝系疾患	-	_	-
244	メープルシロップ尿症	代謝系疾患	-	-	_
245	プロピオン酸血症	代謝系疾患	-	-	_
246	メチルマロン酸血症	代謝系疾患	ı	1	_
247	イソ吉草酸血症	代謝系疾患	1	1	ı
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝系疾患	ı	ı	-
249	グルタル酸血症1型	代謝系疾患	-	-	_
250	グルタル酸血症2型	代謝系疾患	ı	ı	-
251	尿素サイクル異常症	代謝系疾患	1	1	ı
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝系疾患	-	_	_
253	先天性葉酸吸収不全	代謝系疾患	-	-	_
254	ポルフィリン症	代謝系疾患	-	_	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝系疾患	1	1	ı
256	筋型糖原病	代謝系疾患	-	-	_
257	肝型糖原病	代謝系疾患	_	_	_
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	_
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	_
260	シトステロール血症	代謝系疾患	-	-	-
261	タンジール病	代謝系疾患	_	_	_
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝系疾患	_	_	_
263	脳腱黄色腫症	代謝系疾患	-	-	-
264	無 β リポタンパク血症	代謝系疾患	-	-	-
265	脂肪萎縮症	代謝系疾患	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫系疾患	_	_	_
267	高IgD症候群	免疫系疾患	-	_	-
268	中條•西村症候群	免疫系疾患	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫系疾患	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨·関節系疾患	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨·関節系疾患	1	1	-
272	進行性骨化性線維異形成症	骨·関節系疾患	-	_	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨·関節系疾患	_	_	-
274	骨形成不全症	骨·関節系疾患	-	_	_
275	タナトフォリック骨異形成症	骨·関節系疾患	_	-	-
276	軟骨無形成症	骨·関節系疾患	_	_	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	呼吸器系疾患	-	_	-
278	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	呼吸器系疾患	-	_	-
279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	循環器系疾患	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	循環器系疾患	-	-	_
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	循環器系疾患	_	-	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液系疾患	_	_	_
283	後天性赤芽球癆	血液系疾患	_	_	-
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	血液系疾患	-	-	-
285	ファンコニ貧血	血液系疾患	-	-	_
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液系疾患	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	免疫系疾患	_	_	_
289	クロンカイト・カナダ症候群	消化器系疾患	1	_	1
290	┃ 非特異性多発性小腸潰瘍症				

告示番号	病 名	疾 患 群	総数	三次市	庄 原 市
	承 認 総 件 数	女	691	431	260
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器系疾患	-	-	П
292	総排泄腔外反症	消化器系疾患	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器系疾患	-	_	_
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器系疾患	-	_	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器系疾患	-	_	-
296	胆道閉鎖症	消化器系疾患	1	1	_
297	アラジール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
298	遺伝性膵炎	消化器系疾患	-	_	_
299	囊胞性線維症	消化器系疾患	-	_	_
300	IgG4関連疾患	免疫系疾患	3	3	_
301	黄斑ジストロフィー	視覚系疾患	-	_	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚系疾患	ı	-	ı
303	アッシャー症候群	視覚系疾患	ı	1	1
304	若年発症型両側性感音難聴	耳鼻科系疾患	_	_	
305	遅発性内リンパ水腫	耳鼻科系疾患	-	-	_
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫系疾患	10	3	7
307	カナバン病	神経·筋疾患	-	-	-
308	進行性白質脳症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-
309	進行性ミオクローヌスてんかん	神経·筋疾患	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体または遺伝子変化に伴う症候群・内分泌系疾患	-	-	_
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器系疾患	-	_	_
313	—————————————————————————————————————	循環器系疾患	-	_	_
314		循環器系疾患	-	_	_
315	ーニーニー ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	腎・泌尿器系疾患	-	_	_
316		代謝性疾患	-	_	_
317		代謝性疾患	_	_	_
318	シトリン欠損症	代謝性疾患	_	_	_
319		代謝性疾患	-	_	_
320		染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	_	_	_
321		代謝性疾患	_	_	_
322			_	_	_
	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝性疾患	_	_	_
	メチルグルタコン酸尿症	代謝性疾患	_	_	_
		免疫系疾患	_	_	_
	大理石骨病	代謝性疾患	_	_	_
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	血液系疾患	_	_	_
	前眼部形成異常	視覚系疾患	_	_	_
	無虹彩症	視覚系疾患	_	_	_
	先天性気管狭窄症	呼吸器系疾患	_	_	_
	特発性多中心性キャッスルマン病	血液系疾患	2	2	_
		視覚系疾患	_		_
	ハッチソン・ギルフォート症候群	沈亮水次心	_	_	_
	バングラン マルンター 下掘 長年	神経・筋疾患	_		_
	ネフロン癆	腎·泌尿器系疾患	_	_	_
		代謝性疾患	_		_
	本モシスチン尿症	代謝性疾患	_		
JJ /	ハレンハノンが延	1 (内) 江 (大 応	_	_	_

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和4年3月31日現在)

		\	(中間4年3月31日現在)
区分	総 数	三 次 市	庄原市
承 認 総 件 数	5	5	_
スモン	4	4	-
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	_	I	-
重症急性膵炎	1	1	-
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ ヤコブ病に限る)	_	-	-

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和4年3月31日現在)

疾病番号			区		分			総	数	三岁	欠市	庄	原市	
	承		認	総	件		数		94		57			37
1	悪		性	新	生		物		13		7			6
2	慢		性	腎	疾		患		5		5			0
3	慢	性	呼	吸	器	疾	患		3		1			2
4	慢		性	心	疾		患		17		13			4
5	内		分	泌	疾		患		17		11			6
6		膠		原		病			5		3			2
7		糖		尿		病			7		3			4
8	先	天	性	代	謝	異	常		4		3			1
9	ф	1	液		疾	悬	B		4		3			1
10	氛	È	疫		疾	悬	B		2		1			1
11	神	糸	圣 •		筋	疾	患		7		4			3
12	慢	性	消	化	器	疾	患		9		3			6
13	染色体	また	は遺伝	子に	変化を	半伴う	症候群		1					1
14	皮	Ž	膚		疾	悬	B		-					
15	骨		系	統	疾		患		-					
16	脈		系	統	疾		患		_					

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況(該当なし)

(令和3年度)

			訪	問(こよ	る 枝	食 影)	• 保	健 健	指 4	 人	員
		[実人員						延人員				
区	-	分	大八兵		内	訳			产 八 貝		内	訳	
				身体障害者	知的障害者	難病患者	その	他		身体障害者	知的障害者	難病患者	その他
実	施	数	-	-	_	ı		-		I	_	I	_

イ 相談事業の状況

(令和3年度)

																	J. 1H C	
区	分	□	数	実人員			内	訳				延人員			内	訳		
					本	人	保	者 者	そ	の (1	ի		本	人	保 渡 介 護 者	首	その)他
実	施数		1	17		-		10			7	17		-	1	0		7

(5) 相談事業の実施状況

	区 分		管内	管外
	実 /	人員	977	
	延。	人員	1,016	-
	申	清 等	1,012	
	 医 療	病気∙病∜	_	
指	療	治療·服薬	-	
定	看 護 · F	日常生活	2	
難	福 祉	制质	2	
病	歯	頛	-	
	食 事	• 栄	-	
	就	ÿ	-	
	就	当	_	
	そ (D 11] -	
	実。	人員	72	
	延。	人員	72	-
小	申言	情 等	70	
児	医	病気・病物	_	
慢	療	治療・服薬	_	
性	看護・日	常生活	-	
特	福祉	制质	2	
定	歯	乘		
疾	<u> </u>	• 栄		
病	就	<u> </u>		
	就	<u> </u>		
	そ (ひ 代] –	

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和3年度)

区分	電話相談	面接相談	総数
延 人 員	305	977	

(注) 相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和3年度)

区分	総数	三次市	庄 原 市
実 人 員	1	1	_
延人員	2	2	

イ 小児慢性特定疾病

(令和3年度)

区分	総数	三次市	庄 原 市
実 人 員	_		_
延人員	_	_	_

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和3年度)

区分	総数	三次市	庄 原 市	管内	管外
開催回数	1	_	_	1	-
実 人 員	45	_	_	45	_
延人員	45	-	_	45	-

(注) 開催場所別に計上している。

(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況(該当なし)

(令和3年度)

_					\ 1- 1B = 1 1 2
	開	催	回	数	_
	参	加	人	数	_

(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況(該当なし)

ア 相談開催回数

(令和3年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
_	_	-

イ 対象者

(ア) 年齢別内訳

(令和3年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳児	-	-
1~3歳未満	1	1
3~6歳未満	-	-
6歳以上	1	-
合 計	_	_

(イ) 疾患別内訳

(令和3年度)

年	齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳	児	_	_	-	_	1	_
1~3	歳未満	_	-	1	-	I	_
3~6	歳未満	_	-	-	_	1	_
6 歳	以上	-	-	1	-	1	_
合	計	_	_	_	_	_	_

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

開催回数一参加人数-

(11) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和3年度)

1

イ 相談内容

(令和3年度)

	(中和3年度)
相 談 区 分	延件数
1 労働衛生に関するもの	
(例) 石綿に関する作業に従事していたが, 労災手続きを知りたい	_
2 環境,居住空間に関するもの	
(例) 建物,駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配	_
自宅の建材に石綿が使ってあるか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの	
(例) 石綿製品の製造等に従事していたため, 健康が心配	1
近くに石綿製品の製造工場があったたため、健康が心配	
4 建築に関するもの	
(例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい	_
石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他	
(例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について	_
石綿を含む建材の廃棄方法について	
計	1
石綿健康被害救済給付に関するもの	_

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和3年度)

相 談	- 件
家庭訪問	1 件

イ 連絡会議等開催状況

	1 1 11 1 1947
開催回数	- 0
参加人数	- 人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成の申請状況

(令和3年度)

	区分	総数	三次市	庄原市
Ē	十(延件数)	87	62	25
	実人員	52	38	14

(2) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和3年度)

区分	総数	三次市	庄原市
件数	15	12	3

(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

区分	総数	三次市	庄原市
連絡票件数	3	2	1
保健指導延人員	3	2	1

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要	きする施設 致 	(令和4年3月31日現在)
区分	総数	三次市	庄 原 市
計	1,295	771	524
- 般 食 堂 ・レ ストラン 等	407	254	153
飲食 住出し・弁当 店営 旅館	192	134	58
営旅館	29	7	22
* そ の 他	161	78	83
菓子(パンを含む)製造業	117	61	56
	1	1	-
特別牛乳搾取処理業	-		
乳製品製造業	4	2	2
集 乳 業	1	1	-
無介類 販売 業 	95	59	36
魚介類競り売り営業	1	1	_
魚肉練り製品製造業	3	3	_
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)	5	3	2
喫 茶 店 営 業	94	64	30
あん類製造業	-		
アイスクリーム類製造業	6	2	4
食 肉 処 理 業	9	5	4
食 肉 販 売 業	25	17	8
食肉製品製造業	6	2	4
乳酸菌飲料製造業	1	1	-
食用油脂製造業	2	1	1
マーガリン又はショートニング製造業	- 17	0	0
み そ 製 造 業 しょう油製造業	17	9	3
し よ う 油 袋 垣 未 ソ ー ス 類 製 造 業	1	1	_
	5	2	3
	8	6	2
	1	1	-
め ん 類 製 造 業	13	5	8
総 菜 製 造 業	76	45	31
添加物(法第 <u>413</u> 条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	4	1	3
食品の放射線照射業	-		
清涼飲料水製造業	2	_	2
氷 雪 製 造 業	1	_	1

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

			中和4年3月31日現在)
区 分	総数	三 次 市	庄 原 市
計	279	160	119
飲 食 店 営 業	162	94	68
調理機能を有する自動販売機	6	2	4
食 肉 販 売 業	8	4	4
魚 介 類 販 売 業	12	3	9
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	-		
集	-		
乳 処 理 業	-		
特別牛乳搾取処理業	-		
食 肉 処 理 業	2	1	1
食品の放射線照射業	-		
菓 子 製 造 業	34	21	13
アイスクリーム類製造業	_		
乳製品製造業	-		
清涼飲料水製造業	1	_	1
食 肉 製 品 製 造 業	1	1	-
水 産 製 品 製 造 業	_		
氷 雪 製 造 業	_		
液卵製造業	_		
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	_
みそ又はしょうゆ製造業	3	3	_
酒 類 製 造 業	6	3	3
豆 腐 製 造 業	2	_	2
納 豆 製 造 業	-		
麺 類 製 造 業	6	3	3
そうざい 製造業	32	22	10
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	_		
冷 凍 食 品 製 造 業	-		
複合型冷凍食品製造業	_		
漬 物 製 造 業	2	1	1
密封包装食品製造業	_		
食 品 の 小 分 け 業	-		
添 加 物 製 造 業	1	1	-

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

				令和4年3月31日現在)
	区 分	総数	三 次 市	庄 原 市
	計	1,047	637	410
	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	81	47	34
あ許	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	142	80	62
あった営業旧許可業種で	乳 類 販 売 業	216	134	82
業種業で	水 雪 販 売 業	1	1	-
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置)	10	6	4
	弁 当 販 売 業	41	23	18
	野 菜 果 物 販 売 業	75	37	38
	米	11	3	8
販	通信販売・訪問販売による販売業	3	2	1
販 売 業	コンビニエンスストア	39	25	14
	百貨店、総合スーパー	28	16	12
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) を 除 く 。)	20	13	7
	その他の食料・飲料販売業	110	88	22
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-		
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1	1
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	1	_	1
	農産保存食料品製造・加工業	41	24	17
製造	調味料製造・加工業	11	6	5
· 加 丁	糖類製造・加工業	-		
業	精 穀 • 製 粉 業	22	13	9
	製	35	13	22
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	-		
	卵 選 別 包 装 業	5	2	3
	その他の食料品製造・加工業	59	39	20
正上 後記 準の以	行	_		
円され。 お第6年	集 団 給 食 施 設	94	63	31
準用されるものを含む。)正後の法第68条第3項におい上記以外のもの(改正法による	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具 又は容器包装の製造、加工に限る。)	1	1	-
含取に 3項に おに 1	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされな い も の	-		
) いる て改	その他	-		

工 旧食品関係条例対象施設数

(令和4年3月31日現在)

区	分	総数	三次市	庄原市
	計	88	47	41
加工水	産物販売業	81	81 41	
加工水	産物製造業	7	6	1
魚介類	等 行 商 業	_		
かき作業	一類	_		
場	二 類	_		

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	章和3年度) 年間立入 件 数
		広域流通食品			
	食品製造業	大量製造食品	9	36	
4回	及吅衣但木	危険度の高い食品(レトルト食品等)	9	30	
70		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	7	28	
	集団給食	大量調理施設	9	36	
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	_	-	
	及吅衣追木	規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	29	87	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	30	60	
-	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	269	538	
	食品製造業	上記以外の製造業	296	296	
1回	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	98	98	
, ,	食品販売業	食肉,魚介類	359	359	
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	620	620	
1回/2年	上 記 以 外		474	237	
1回/3年	上 記 以 外		93	28	
1回/4年	上 記 以 外		2,804	701	
1回/5年			122	24	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設				
	合	計	5,219	3,148	-

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

	17. ==	#LI= 11-14	(令和3年度)
区分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	1,863	1,005	_
一般食堂・レストラン等	463	198	
食 仕 出 し・ 弁 当店	237	191	
飲食 仕 出 し ・ 弁 当 店 営 旅 館	39	8	
そ の 他	250	137	
菓子(パンを含む)製造業	148	92	
乳 処 理 業	1	6	
特別牛乳搾取処理業		-	
乳製品製造業	4	11	
集乳業	1	-	
魚 介 類 販 売 業	181	85	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	2	-	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	1	2	
食品の冷凍または冷蔵業	4	4	
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)	6	3	
喫 茶 店 営 業	136	29	
あ ん 類 製 造 業		-	
アイスクリーム類製造業	6	15	
食 肉 処 理 業	12	14	
食 肉 販 売 業	178	84	
食 肉 製 品 製 造 業	6	10	
乳酸菌飲料製造業	1	5	
食 用 油 脂 製 造 業	3	2	
マーガリン又はショートニング製造業		-	
みそ製造業	23	8	
しょう油製造業	9	5	
ソース類製造業	1	-	
酒 類 製 造 業	10	15	
豆 腐 製 造 業	11	6	
納 豆 製 造 業	1	-	
め ん 類 製 造 業	18	17	
総 菜 製 造 業	99	52	
添加物(法第41 <u>13</u> 条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	5	4	
食品の放射線照射業		-	
清涼飲料水製造業	4	2	
水 雪 製 造 業	3	-	

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和4年3月31日現在)

区分		施設数	監視指導延施設数	一年3月31日現在) 行政処分件数
<u></u> 計		_	234	_
	 業		119	
<u>─────</u> 調理機能を有する自動販売			4	
	業		7	
	業		12	
魚 介 類 競 り 売 り 営	業		1	
	業		-	
乳 処 理	業		-	
特別牛乳搾取処理	業		-	
食 肉 処 理	業		2	
食品の放射線照射	業		_	
菓 子 製 造	業		32	
アイスクリーム 類 製 造	業			
乳製品製造	業		-	
清涼飲料水製造	業		2	
食肉製品製造	業		4	
水産製品製造	業		ı	
氷 雪 製 造	業		-	
液 卵 製 造	業		-	
食 用 油 脂 製 造	業		_	
み そ 又 はしょうゆ 製 造	業		5	
酒 類 製 造	業		3	
豆腐製造	業		_	
納豆製造	業		_	
麺 類 製 造	業		3	
そうざい 製造	業		36	
複合型そうざい製造	業		-	
冷 凍 食 品 製 造	業		-	
複合型冷凍食品製造	業		-	
漬 物 製 造	業		4	
密封包装食品製造	業		-	
食 品 の 小 分 け	業		-	
添加物製造	業		_	

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本					(市和3年度)
無力頻販売業(包装済みの魚介類のみの販売) 48		区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
金肉販売業(包装済みの食肉のみの販売) 54 117 177		計	-	641	-
日 動 版 元 産 検		魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		48	
日 動 版 元 産 検	ありま	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		54	
日 動 版 元 産 検	あってた。	乳 類 販 売 業		117	
日 動 版 元 産 検	営種業を	氷 雪 販 売 業		1	
野菜果物販売業 26 ※ 穀類 販売による販売業	C			9	
 ※ 数 類 販 売 業 道信販売・訪問販売による販売業 コンピニエンスストア 百貨店、総合スーパー 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 「 2 を除く。) いわゆる健康食品の製造・加工業 		弁 当 販 売 業		36	
通信販売・訪問販売による販売業 コンピニエンスストア 百貨店、総合スーパー 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 「Amana Mayaba-mut業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) いわゆる健康食品の製造・加工業コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 3 調味料製造・加工業 1 種類 製造・加工業 1 世界 1 世		野 菜 果 物 販 売 業		66	
The state of		米 穀 類 販 売 業		26	
百貨店、総合スーパー 57 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。) 1 その他の食料・飲料販売業 148 添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) - いわゆる健康食品の製造・加工業 - コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。) - 農産保存食料品製造・加工業 1 糖類製造・加工業 - 糖類製造・加工業 - 精製造・加工業 - 財産の企業 - 事業製造・加工業 - 日本設計 - </td <td>販</td> <td>通信販売・訪問販売による販売業</td> <td></td> <td>-</td> <td></td>	販	通信販売・訪問販売による販売業		-	
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内 設置)を除く。) その他の食料・飲料販売業 「148 「一をのでは、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、「一をして、」」を表示して、「一をして、「一をして、」。 「こる上で、「一をして、「一をいて、」。 「こる上で、「一をいて、「一をいて、」。 「こる上で、「一をいて、」。 「こる上で、「一をいて、」。 「「一で、「一をいて、」。 「「一で、「一で、」。 「「一で、」。 「「、」、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。 、 、 、 、 、	業	コンビニェンスストア		15	
浄・屋内設置)を除く。) - その他の食料・飲料販売業 148 製売 添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) - 山口と一製造・加工業(飲料の製造を除く。) - 農産保存食料品製造・加工業 1 調味料製造・加工業 - 糖類製造・加工業 - 糖類製造・加工業 - 糖類製造・加工業 - 場別包装業 - その他の食料品製造・加工業 - の他の食料品製造・加工業 - おの他の食料品製造・加工業 - おの他の食料品製造・加工業 - おの他の食料品製造・加工業 - おの他の食料品製造・加工業 - おの他の食料品製造・加工業 - おの地の食料品製造・加工業 - おの地の食料品製造・加工業 - おの地の食料品製造・加工業 - おの地の食料品製造・加工業 - おの地の食料品製造・加工業 - おの地の食料品製造・加工業 - おのままり - <t< td=""><td></td><td>百貨店、総合スーパー</td><td></td><td>57</td><td></td></t<>		百貨店、総合スーパー		57	
添加物製造・加工業(法第13 条第 1項の規定により				1	
規格が定められた添加物の製造を除く。) いわゆる健康食品の製造・加工業 コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。) 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 精穀・製粉業 「精穀・製粉業 「カンス・カー・ 製造・加工業 「カンス・カー・ 製造・加工業 「カンス・カー・ 製造・加工業 「カンス・カー・ 製造・加工業 「ロー・ 加工業 「ロー・ 製造・加工業 「ロー・ 製造・加工業 「ロー・ 加工業 「ロー・ 加工業 「ロー・ 加工業 「ロー・ 加工業 「ロ		その他の食料・飲料販売業		148	
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。) 一 農産保存食料品製造・加工業 1				-	
製造・加工業 3 加工業 1 糖類製造・加工業 1 糖類製造・加工業 - 精製・製造・加工業 - 機製・蒸火・製粉・製造・加工業 - 海藻製造・加工業 - 卵選別包装業 2 その他の食料品製造・加工業 12 にるよって後ののして後ののしたは、かまり、クロートでは、100mmのでは、100mm		いわゆる健康食品の製造・加工業		-	
製造・加工業		コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		-	
・ 加工業 - 指数・製造・加工業 - 製業業型造・加工業 - 海藻製造・加工業 - 卵選別包装業 2 その他の食料品製造・加工業 12 にる上お改正 にる上お改正 に後外準ののも用法して後外準ののも用法しでされた。 会務と、 およりますののよりによりでは存成を表しまで、 会の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具、な器包装の製造・加工に限る。) 本ののよりによりに対して、 本の製造・加工に限る。) 本のののよりによりに対して、 本の製造・加工に限る。) を3を収集を表しまの製造・加工に限る。) - 本ののよりによりに対しる飲食の提供のうち、営業とかなされないものの場は、 とかなされないもののままままままままままままままままままままままままままままままままままま	製	農 産 保 存 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業		3	
工業 精 穀 ・ 製 が 業 東 藻 製 造 ・ 加 工 業 - 原 選 別 包 装 業 2 である上 お改記 いて後外 準のの む用法も っさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさの第法 と み な さ れ な い も の - を3に 変 3に 変 3に 変 3に 本 製 粉 業 - 工業 ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさ第の ・ こさの ・ ことの ・ ことの		調味料製造・加工業		1	
製 茶 業	加工	糖類製造・加工業		-	
海藻製造・加工業 - 卵選別包装業 2 その他の食料品製造・加工業 12 たる上お改記 い正以て後外準ののむ用法もっさ第ののも用法もっさ第ののも形法もっさ第ののものにおける飲食の製造、加工に限る。) 場別 な8改も条法の製造・加工に限る。) 本の製造、加工に限る。) 本のののは形はもっさ第ののよりである。 本の製造、加工に限る。) 本のののは形は、など、おおおいました。 本の製造、加工に限る。) 本のののはまる。 本の製造、加工に限る。) 本のののはまる。 本の製造、加工に限る。) 本のののはまる。 本の製造、加工に限る。) 本のののはまる。 本の製造、加工に限る。) 本のののはまる。 本の製造、加工に限る。) 本のののののののではまる。 本の製造、加工に限る。) 本のののののである。 本の製造、加工に限る。) 本ののののののののである。 本の製造、加工に限る。) 本のののののののののである。 本の製造、加工に限る。) 本のののののののののである。 本の製造、加工に限る。) 本のののののののののである。 本の製造、加工に限る。) 本のののののののののののののである。 本の製造、加工に限る。) 本のののののののののののである。 本の製造、加工に限る。) 本のののののののののののののののである。 本の製造、加工に限る。)	業	精 穀 • 製 粉 業		_	
卵 選 別 包 装 業 2 その他の食料品製造・加工業 12 にる上 おみで記して後外 準ののむ用法も。さ第の のも用法も。さ第ののれる(る8改 も条正 の第法とみなされないもの 無具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。) である。改 を発正 の第法とみなされないもの を3に		製 業		_	
その他の食料品製造・加工業 12		海 藻 製 造 ・ 加 工 業		_	
にる上 お改記 い正以 て後外 準のの む用法も っさ第の これ6(る8改 も条正 の第法 を3に		卵 選 別 包 装 業 		2	
お改記 い正以		その他の食料品製造・加工業		12	
準のの む用法も っさ第の いれ6へ る8改 も条正 の第法 を3に	お改記	行		_	
む用法も ・さ第の ・ 1	い正以 て後外	集 団 給 食 施 設		45	
る 8 改 も 条 正 の 第 法 を 3 に	む用法も °さ第の			-	
を3に 含項よ そ の 他	る 8 改 も条正 の第法	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業と みなされないもの			
	を3に含項よ	そ の 他		_	

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	243	23	_
加工水産物販売業	233	22	-
加工水産物製造業	9	1	_
魚 介 類 等 行 商 業	1	-	1
ー類 かき作業場	-	1	1
がされた場	_	_	_

(注)施設数は、令和3年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和3年度 								
	区 分	収去試験検体数	不良検体数	不良理由				
	総数	353	2					
	小計	353	2					
	魚 介 類	7						
	無加熱摂取冷凍食品	1						
	冷凍 冷凍直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品							
	食 冷凍直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品 品	3						
	生食用冷凍鮮魚介類							
	魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	17						
	肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	6						
	乳 製 品	8						
食	乳類加工品(アイスクリーム類を除き、 マーガリンを含む)							
	アイスクリーム類・氷菓	15						
	穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	20						
	野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	228	1	食品表示に記載が無い 着色料(黄色4号)の検出				
品	菓 子 類	35	1	食品表示に記載が無い アレルギー物質(小麦)の検出				
	清 涼 飲 料 水	4						
	酒 精 飲 料	9						
	氷 雪							
	水							
	か ん 詰・び ん 詰 食 品							
	その他の食品							
	添加物及びその製剤							
	器 具 及 び 容 器 包 装							
	おもちゃ							
	小言十	_	-					
	生 乳							
乳	牛 乳							
孔	低脂肪牛乳							
	加 工 乳							
	その他の乳							

(5) 集団食中毒発生状況(該当なし)

NO	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
1										
2										
3										
4										
5										

⁽注) 集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒。

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和3年度)

				(令和3年度)
区	分	数総	三 次 市	庄 原 市
行 政 区	域 内 人 口	84,666	50,852	33,814
	施 設 数	2	1	1
計	立入検査件数	13	8	5
PI	計画給水人口	73,194	45,800	27,394
	現在給水人口	70,349	44,554	25,795
	施 設 数	2	1	1
上水道	立入検査件数	13	8	5
	計画給水人口	73,194	45,800	27,394
	現 在 給 水 人 口	70,349	44,554	25,795
	施 設 数	ı		
簡易水道	立入検査件数	ı		
间勿八追	計画給水人口	-		
	現在給水人口	-		
	施 設 数	-		
専用水道	立入検査件数	-		
	現在給水人口	-		
簡易専用水道	施設数	-		
山沙子川小垣	立入検査件数	-		
小規模水道	施設数	-		
17.7.7.1大小坦	立入検査件数	-		

- (注1)行政区域内人口, 計画給水人口及び現在給水人口は, 令和3年3月31日現在である。
- (注2)施設数は、令和2年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。
- (注3)立入検査件数は令和3年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。
- (注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道に含めないが、施設数、立入検査数に含む。
- (注5)保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和3年度)

				(令和3年度)
区	分	総数	三次市	庄 原 市
2 % 43	高 米h	5,3		2,156
	登録頭数——	(28	(194)	(89)
予防注	射頭数	3,4	1,946	1,508

(注) 登録は, 平成7年度から生涯1回実施。下段()内は, 新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和3年度)

					(月和0千度)
	施	設	数	立 入	監
区 分	総数	三次市	庄 原 市	立入検査件数	監視 % 1 9 9 9 9 9 9 9 9
計	431	281	150	174	40.4
薬 局	58	35	23	60	103.4
(うち 健 康 サ ポ ート 薬 局)	(1)	(1)	(-)		(-)
地 域 連 携 薬 局					_
専門 医療機関連携薬局	1				1
薬局製造販売業(薬局製造業)	3	2	1	2	66.7
小 計	39	26	13	25	64.1
店舗販売業	23	15	8	21	91.3
薬 卸 売 販 売 業	10	9	1	4	40.0
医 期 売 販 売 業 品 販 売 業 華 商 販 売 業 業 種 商 販 売 業 業 特 目	1	I	ı		-
美 特 	6	2	4		-
│ │ ^売 │ 駅 構 内 売 店	-	ı	ı		-
高度管理医療機器等 の販売業貸与業	57	43	14	58	101.8
管理医療機器販売業・貸与業	272	173	99	27	9.9
再生医療等製品販売業	2	2	ı	2	100.0

⁽注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(2)毒劇物監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施	設	数	立入	監
		総数	三次市	庄 原 市	立入検査件数	監視 %)) 率
	計	62	36	26	34	54.8
	製 造 業	2	ı	2	1	50.0
	輸 入 業	I	ı	ı	ı	-
販	小 計	60	36	24	33	55.0
売	一 般	33	24	9	21	63.6
טני	農業用品目	27	12	15	12	44.4
業	特定品目	I	ı	ı	ı	-
業	小 計	1	-	-	1	-
務	電 気 め っ き 事 業	1	_	_	1	-
上取	金属熱処理事業	_	-	-	1	-
扱	毒物劇物運送事業	_	-	-	ı	-
者	しろあり防除事業	_	-	_	1	-

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和3年度)

		 施		 等	±	(中和3年度)
	区 分	総数	三次市	庄原市	立入検査件数	監 (% 指) 率
	計	516	303	213	182	35.3
	小計	107	62	45	67	62.6
	家庭麻薬製造業者	-	-	-		-
麻	卸 売 業 者	3	3	-	3	100.0
ИТ	小 売 業 者	48	28	20	52	108.3
	病院	9	4	5	8	88.9
- 142	一 般 診 療 所	42	25	17	1	2.4
薬	歯 科 診 療 所	-	I	I		_
	飼育動物診療施設	5	2	3	3	60.0
	研 究 者	-	-	-		-
大麻	研 究 者	-	-	_		_
	小 計	208	123	85	68	32.7
向	卸 売 業 者	_	_	_		_
	免許みなし卸売販売業者	10	9	1		-
精	免許みなし薬局	53	32	21	4	7.5
	小 売 業 者	-	-	-	54	-
神	病院	10	5	5	6	60.0
14	一 般 診 療 所	89	53	36	1	1.1
薬	歯 科 診 療 所	40	22	18		-
笨	飼育動物診療施設	5	2	3	3	60.0
	試 験 研 究 施 設	1	-	1		-
覚	小計	-	-	-	-	-
醒	施用機関	_	-	_		-
<u>剤</u>	研 究 者	-	-	-		-
覚	小 計	201	118	83	47	23.4
醒	取 扱 者	4	4	-	5	125.0
剤	薬 局	53	32	21	38	71.7
原	病院・診療所	139	80	59	4	2.9
料	飼育動物診療施設	5	2	3		-
↑ †	研 究 者	-	-	_		-

- (注1) 施設数は、令和3年12月31日現在である。
- (注2) 研究者にあっては、人員数である。
- (注3)「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。 「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことで



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日,薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。このような地球的規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年~2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(令和3年度)

区 分	収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験			
定 量 ネオスチグミンメチル硫酸塩 験	1		

(5) 献血状況

(令和3年度)

	区 分	総数	三次市	庄 原 市
受	付者数	1,215	721	494
献	計	1,044	622	422
血者	200mL	-	-	_
自	400mL	1,044	622	422



献血キャラクター

(注) 献血ルームでの数値は含まない。

(6)温泉監視指導状況

(令和3年度)

			施	設	数	立 入	監
[⊠ 分	縋	数	三次市	庄原市	立入検査件数	監 (%指 。 ※ ※ ※ ※ ※ ※
計			31	17	14	2	6.5
温泉	源泉		31	17	14	2	6.5
泉	利用施設		-	_	_	_	_

(注1) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(令和4年3月31日現在)

区分 工場・事業者等数 施設数 届出等受理件数 立入検査延件数 改善命令等件行政指導 改善命令 一匠 計 法による届出 条例による届出 ししん 法による届出 法による届出 という 法による届出 を例による届出 という 計 法による届出 という 法による届出 という 法による届出 という 本費 本費 特 本費 本費 本費 本費 本費 本費 特 本費 本費 本費 本費 本費 おりまる届出 本費 本費 本費 本費 おりまる届出 本費 本費 本費 本費 本費
計
い煙 法による届出 VOC(揮発性有機化合物) 計法による届出 機物 法による届出 上級額 法による届出 よによる届出 よの人
条例による届出 VOC(揮発性有機化合物) 計 法による届出 法による届出 股粉 法による届出 よによる届出 よの を例による届出 株のによる届出
発性有機化合物) 法による届出 一般粉 法による届出 人名 () () () () () () () () () (
物) 法による届出 一般 法による届出 らん 条例による届出
般
粉
ん
★★
特 計 計 水質汚濁(法による許可)以外は,権限移譲により該当なし。
粉 発生施設届出 じ ・
ん 排出等作業届出
水
銀法による届出
ダイオキ シン 類 法 に よ る 届 出
言十 7k
水 質 汚 濁 ^{条例による届出}
条例による届出 法による許可 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1

- (注1)ばい煙, VOC, 一般粉じん, 特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は, 施設数に対するもの, 下段は事業所・工場数に対するものである。
- (注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
- (注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

(2) 土壌汚染, 化学物質対策の状況

(令和4年3月31日現在)

							(I- IH :	
区分			許可数(総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	延件数	行政処分件数 (許 可 取 消) 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
1		計	1	1	41	-	1	1
土 壌		汚染土壌処理業						
污 染		法による届出			41			
壌汚染対策		法による申請						
*		条例による報告						

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和4年3月31日現在)

E //	7 % <i>6</i> 3 %b	☆C+B ₹ \$ ¢ 3 % b	→ 3 1 ★ 7 7 14	改善命令	F5月51日現在/ 分等件数
区分	登録数	新規登録数	立入検査延件数	行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	15	1	2		

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和3年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和3年度)

		内	訳		事	案	別	内	訳	
区分	総件数	前年度からの繰越	本 年 度 発 生 分	ば い 煙 (ガスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃 棄 物	悪臭	その他
	17	4	13	-	1	-	1	11	1	2
計	(調査指導延件数)	(4)	(13)					(11)		(2)
処 理 済	17	4	13					11		2
翌年度へ繰越	_							-	-	

- (注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。
- (注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。
- (注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和3年度)

-						- 11.
		6//	诊件 数		内	訳
	区分	総	14	釵	現場調査	その他
	対応件数			8	7	1

- (注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。
- (注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表

(令和4年3月31日現在)

						(2	令和4年3月31日現在)
区分				市	町	総数	三次市
т☆	黄	二	11-	ił-/m		1	1
硫	典	酸	化	物		(1)	(1)
		うち	簡易測	定	法	-	
窒	素	酸	化	物		3	3
至	杀	日久	16	193		(1)	(1)
		うち	簡易測	定	法	2	2
_	酸	化	炭	素		_	
	日久	16	灰	术		(-)	
光化	学 才	キシ	ダン	L		1	1
76 16	于 7	イ ノ	<i>y</i> 2	'		(1)	(1)
浮 边	左 粒	子 状	物	質		1	1
/子 辺	正 ◆九	丁 1人	190	貝		(1)	(1)
微 /	、 粒	子 状	物	質		1	1
1) N	· чл	J 1X	190	只		(1)	(1)
炭	化	水	素			_	
灰	16	八	<u>بر</u>			(-)	
降	下(ず い	じん			_	
174	' '	<u> </u>				(-)	
浮	遊	粉	じ	h		_	
,,	<u> </u>					(-)	
	風	Ī	向			1	1
	風		速 ————			(1)	(1)
	温		变 ·			1	1
	湿	J	变			(1)	(1)
	日	射	量			1	1
						(1)	(1)

(注) 下段の()は, 県有施設の再掲。

〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況(該当なし)

(令和3年度)

区	分	総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月
情 報		I							
注意報									

(注)区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分		発令基準	措	置			
情 報 1時間値が0.10ppm以上		1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等				
注 意 報 1時間値が0.12ppm以		1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力	を要請する。等			

(7) 環境調査の実施状況

(令和3年度調査分)

	区	分	>		調	査	地	点	調査回数
					江の川水系 上7	川(上下	川河口)		
					江の川水系 馬汐	上川 (志幸	≣)		
					江の川水系 美派	皮羅川 (美	美波羅川)		
水					江の川水系 川は	L) (기계	(川河口)		12回/年
					江の川水系 西城	比川)川北	2川下流)		
	河		Ш		江の川水系 比利	1川(比和	(ווגב)		
	(湖	沼を	含む)	江の川水系 板オ	「川 (板木	5 /)		
質									
汚									
	海		域						
				-					
	海	水浴	場						
濁	7113	71 71	-91						
	地	下	水		三次市内 1地点	,庄原市内	内 3地点		1回/年
		ルモ			江の川水系 西城		2川下流)		1回/年
大	有 害 大 モ ニ タ	気 汚 リン・	染物 グ調	質 査					
気	アスベスト	・モニタリ	リング調	査	三次市(県立総合持	支術研究所	林業技術センター	-三次高平施設)	1回/年
汚	酸	性	雨		三次市(広島県三	次庁舎)			12回/年
· 染	そ	0	他						
	騒 音	調	査						
	土 壌	汚	染 T						
			大	≅ ī.					
ダ	イオキシン類:		水:	質					
			底	質					
			土 :	褒					

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和4年3月31日現在)

区分 総数 届出等 受理件数 三次市 庄原市 し尿処理施設 立入検査件数 一般廃棄物施設数 量終処分場立入検査件数 公共下水道施設数 大大を主処理場立入検査件数 有害使用済機器施設数 保管等事業場立入検査件数 分保査件数 分化槽保守点検業者 11 施設数 11 7 4 7 4 有害使用済機器施設数 保管等事業場立入検査件数 分化槽保守点検業者 11 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_									· 1- 1	7]01日列江/									
<th color="1" color<="" rowspan="3" td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td><u>x</u></td><td>5.</td><td>}</td><td>総数</td><td></td><td>三次市</td><td>庄原市</td></th>	<td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>x</u></td> <td>5.</td> <td>}</td> <td>総数</td> <td></td> <td>三次市</td> <td>庄原市</td>					<u>x</u>	5.	}	総数		三次市	庄原市								
<th color="1" color<="" rowspan="2" td=""><td>L</td><td>尿</td><td>処</td><td>理</td><td>施</td><td>設</td><td></td><td colspan="11"></td></th>		<td>L</td> <td>尿</td> <td>処</td> <td>理</td> <td>施</td> <td>設</td> <td></td> <td colspan="11"></td>	L	尿	処	理	施	設												
一般廃棄物 施設数 最終処分場 立入検査件数 公共下水道 施設数 終末処理場 立入検査件数 有害使用済機器 施設数 保管等事業場 立入検査件数 海水塘保京点検業者 施設数 6 3			اً ا	ず み 伽 珥 協 設 数 梅児我譲により該当たり																
保 管 等 事 業 場 立入検査件数	一						施設数													
保 管 等 事 業 場 立入検査件数	公	共	-			道		11		7	4									
保 管 等 事 業 場 立入検査件数	終	末	!	処	理		立入検査件数													
海 ル 博 伊 立 占 怜 世 妻 】 施 設 数 6 3 3	有		使	用词		器	施設数	I												
	保	管	等	事	業	場	立入検査件数	_												
付 に 信 体 り 点 茂 木 日 立入検査件数 7 4 3	沒	ル描	但	<u></u> 上	선 쌓	*		6		3	3									
	/于	旧作	不	小 出	1火 禾	18	立入検査件数	7		4	3									



(注)(注)立入検査件数は、令和3年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和4年3月31日現在)

$\stackrel{\sim}{\vdash}$. 未洗来物及生来们可专								\ 1-				
		区分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移管轄内へ増	管轄外へ減	
	総	数 (a+b)	161	2	10	34	2	24	1	6	ı	1	2	
Α	収集	軍搬業(a;a≧'a)	133	2	10	29	2	21	1	6	0	0	0	
+		うち積替え保管を含むもの('a)	18	2	0	3	1	5	0	0	0	0	0	
В	処分	業(b;b=c+d+e)	28	_	_	5	_	3	_	_	-	_	2	
		中間処理業(c)	28	0	0	5	0	3	0	0	0	0	2	
		中間処理·最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計 (a + b)			1	10	30	2	23	1	6	-	1	_	
産	収集	軍搬業(a;a≧'a)	122	1	10	25	2	20	1	6	0	0	0	
業		うち積替え保管を含むもの('a)	15	1	0	2	1	5	0	0	0	0	0	
産業廃棄物	処分	業(b;b=c+d+e)	26	_	-	5	_	3	_	_	-	_	_	
		中間処理業(c)	26	0	0	5	0	3	0	0	0	0	0	
Α		中間処理·最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特	小計	(a + b)	13	1	1	4	_	1	-	-	-	_	2	
別管	収集	軍搬業(a;a≧'a)	11	1	0	4	0	1	0	0	0	0	0	
理		うち積替え保管を含むもの('a)	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
理産業廃棄	処分	業(b; b = c + d + e)	2	-	-	ı	-	_	_	-	1	-	2	
廃		中間処理業(c)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
茉 物		中間処理·最終処分業(d)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
В		最終処分業(e)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 - 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 - 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 - 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 - 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 - 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和4年3月31日現在)

区分	登録·許可	新規登録	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数			
区 分 	業者数	許可件数	更利計刊计数	发史計刊什 数	廃止	その他		
引取業	24	1			1	3		
フロン類回収業	10	1			1	3		
解体業	3					2		
破 砕 業	3					2		
合 計	40	2	-	-	2	10		

- (注1)登録・許可数は,事業者数である。
- (注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和3年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和4年3月31日現在)

												譲受け	借受け	모	1 / - 2		<u> </u>	-0/]011	1961年/
					施記	殳数		新規計	午可件	変更計	午可件	譲受けずの	及び	届出		受 理 (十数	定期	検査
		区分					3	汝	类	X	合併•分件	数数	廃止		そ 0	0 他			
					事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者					処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施	: 設	数台	計	29	2	27	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	17	_	_
		小言	†	29	2	27	1		_	_	1	_	-	1	1	-	17	1	_
中			脱水	2		2													
		汚泥	乾 燥	ı															
間	施	77 116	天日乾燥	1															
	池		焼却	ı															
処		廃油	油水分離	ı															
		光油	焼却	ı															
理	設	廃酸・ 廃アルカリ	中 和	ı															
		アプラス	破砕	2		2											3		
施		チック類	焼却	1		1													
	数	木くず・ がれき類	破砕	22	2	20											13		
設		木くず・ その他	焼却	2		2											1		
		₹ 0) 他	-															
最级		小言	†	-	_	-	ı	-	-	-	1	-	-	-	-	_	-	-	_
最終処分場	施設	安元	2 型	_															
場	数数	管理	里 型	ı															
PCB廃棄物保管事業所 _																17			
産業廃棄物事業場外保管届																			
2以 ₋ 棄物	2以上の事業者による産業廃 棄物の処理の特例認定事業 -																		

- (注1)施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。
- (注2)新規・変更許可件数, 譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数, 届出等受理件数並びに定期検査は, 令和3年度の状況である。
- (注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。
- (注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、 施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

	(5)											113年度)					
事			調	1	査	件	数	等		指	導	件	数		指	導	内 容
事業番号			実施事 業所数	調	查	等 延 べ うち中間 処理施設	件数 うち埋立 処分場	分析検体 数	命令	警告	勧告	通知 等	報告 徴収	注意指 導票	指導 事項数	指導事項数 のうち改善 された件数	指導事項数 のうち指導 中の件数
1	有害物質排出事業所立入村																
2	公害防止協定事業所立入村																
3	産業廃棄物処理業立入検査	查	56		73	33						2	3	4	3	3	
4	企業廃棄物埋立処分場 事業者																
		理業者	1		4		4	9				2			2	2	
5	建設業立入検査		53		59							16	14	3	22	22	
6	県外産廃事前協議確認立	入検査	1														
7	医療廃棄物排出事業所立力	入検査															
8	PCB廃棄物保管事業所国	立入検査	7		10						1	2	2	2	3	3	
9	焼却施設立入検査																
10	産業廃棄物運搬車輌検査	(回数・台数)	1回		-台												
11	不法投棄等監視ランドパトロ	コール(回数・件数)	-0		-件												
12	不法投棄等監視スカイパトロ	コール(回数・件数)	1回		4件												
13	不法投棄等監視シーパトロ	一ル(回数・件数)	-0		-件				0								
14	スカイ・シーハ゜トロールのフォローアッフ゜言	調査	1		1												
15	産業廃棄物に係る事案事	業者	26		50			7			3	6	10	4	11	9	2
		理業者	4		6						1	2	3		3	3	
16	産業廃棄物処理施設定期	検査立入															
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入																
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入																
19	その他事業所立入検査																
20	自動車リサイクル法関登	録業者	3		6												
20		可業者	3		6												
	合	計	157		219	33	4	16	_	_	5	30	32	13	44	42	2

産業廃棄物事案等による立入件数

(記入要領)

67

1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。

- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和3年度)

	種類	協議 件数	承認 件数	搬出元都 道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物 の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	産廃	50	49	9	県,山口県,鹿児島県,	ガラスくず,がれき類,がれき類(As殻),がれき類 (Co殻),金属くず,鉱さい,紙くず,繊維くず,陶磁器 くず,廃プラスチック類,廃プラスチック類(タイヤ), 廃石膏ボード,木くず	島中央アスコン㈱,三次振興企	1	処分方法が不適切
	特 管	1	1	1	島根県	感染性産業廃棄物	三次振興企業㈱		
	計	51	50	10		計 13 種類		1	
最级	産廃								
が奴公	産廃特管計								
	計	_	_	_		計 種類		_	

- (記入要領) 1 令和3年4月1日~令和4年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
 - 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主 催 者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和3年8月6日	北部厚生環境事務所環境管理課	書面開催	三次河川国道事務所, 三次 市, 庄原市, 三次警察署, 庄原 警察署, 北部総務事務所, 北 部農林水産事務所, 北部建設 事務所, 北部建設事務所庄原 支所, 北部畜産事務所, 北部 厚生環境事務所		・令和2年度不法投棄等防止 の取組状況等 ・各機関が把握している未解 決の不法投棄等 ・不法投棄監視強化対策 業 ・令和2年度家電リサイクル 法対象4品目の不法投棄 法対等 ・令和3年度の事業計画・情 報提供 ・協議会規約、要領の改正に ついて